

アレクサンドロス帝国の形成とギリシア世界

—「追放者復帰王令」をめぐる政治的背景—

大牟田 章

【要約】アレクサンドロスはその帝国形成の最後の局面において、ギリシア諸国・マケドニア本国にたいする統一支配体制の確立を企図し、東征の終了とともに前三二四年、前者にたいしていわゆる「追放者復帰王令」と自己の神的崇拜に関する要請とを発した。このうち「追放者復帰王令」は、従来政治闘争あるいは経済的没落の過程で出国を余儀なくされていた多数のギリシア人を、王権によって本国に帰国せしめ、ギリシア世界の安定を実現しようとしたものだったと解されている。筆者はこの小論でまず、これまでとくに分析の対象とされなかった、「追放者」の実体とその軍事的・政治的動静を明らかにし、さらにこれをギリシア・マケドニアの政治・社会状況との関連において考察することにより、この「王令」が帝国統一の過程でいかなる意義をもつものであったかに、若干の考察をこころみたいと思う。

史林 四八巻六号 一九六五年一月

—

アレクサンドロス帝国の実体は、本来三つの本質的に異なる構成部分から成り立つものであった。いわゆる「槍によって獲得された領土」(οπίκτινος χώρα)たる東方諸地域と、マケドニア王国、およびコリントス同盟を結んだギリシア諸国の三者がそれである。このうち、マケドニアは王

の本地、ギリシアは王を盟主とする「自由・自治」の同盟体として、それぞれアレクサンドロスと特殊な結びつきを維持し、東征の間は「ヨーロッパを管轄する將軍」(στράτηγος τῆς Ἑλλάδος)アンティパトロスの代理統治のもとに、独立した領域を形づくっていた。

前三二五年、東征を終えたアレクサンドロスが、インド西境からペルシア中央部へ帰還した当時、王の長期にわた

る不在は、各地に不穏な政情を醸し出しており、「帝国」の実体は、すでにその形成過程において、はやくも自然的解体の危険な兆しをすら呈していた。

支配体制の再編強化の必要は、公然と反抗の拳に出た東方諸州に関してのみならず、アケドニア人・ギリシア人になりたいしてもまた、同様であった。伝統的な国家主義に立つて、王の「新航路」に少なからぬ疑惑をいだく本国民と、その対マケドニア関係にまだ安定を欠くギリシア諸国とにたいする、統一支配の確立は、帝国体制の一元化にすぐれて重要な意味をもっていたのである。

前三二四年、スサにおいてアレクサンドロスがギリシア諸国に発した、多数の追放者の本国復帰に関する王令と、自己の神格化に関する要請とは、その線に沿った政策展開の最初のあらわれに他ならなかった。

この小論で考察の対象とする、いわゆる「追放者復帰王令」は、その及ぼす政治的、社会的影響の深さと広さにおいて、「神格化」の問題をはるかに凌ぐものがあつた。

「王令」そのものについては、数個の出土碑文と、二三の断片的な第一史料がその内容を伝えているほか、二次的な

伝承史料として、ディオドーロス、クルテュウス、ユステイヌスなどの諸文献に関連記事が見いだされるが、この措置の適用対象や政治的背景については、なお不分明な点が少なくない。また同時代のプロレマイオス、アリストブローロスの筆に遡る、正系史料としてのアルリアーノスには、おそらく脱文のため、プルータルコスとともに、この王令について、何ら伝えられていない。^③

ここで、王令の公布に関して、ディオドーロスが記述しているところは、ほぼつぎのとおりである。「その死にやや先だって、アレクサンドロスは、ギリシア人にたいして（祖国から）追放されていたものを全てを、各自の祖国へ帰国せしめるべく決意した。かれがこの措置に出たのは、みずからの名声のためと同時に、ギリシア人たちにかずかずの好意を示すことによって、かれらのあいだに、変革や蜂起に反対する党争を獲得しようとしたからである。そこでオリュンピア祝祭典が近づいたころ、王はスタゲイラ出身のニカノールにたいし、かれらの帰国に関する書翰をあたえ、（かれを使者として）ギリシアに派遣した。ニカノールはこれを祝祭典の場で、勝利の告知者をして群集に周知せしめ

た。……これが布告されると、群集はさかんな拍手でこれに賛意を表したが、それというのも、祝祭典に集まった人々は、王の好意をうけて歓喜し、その善行に称讃を以ってこたえたからである。この祝祭典にたまたま居あわせた追放者の数は、全部で二万人を越えていた」(Diod., XVIII. 8. 2~9)と。

この王令の意義と目的については、従来の諸研究もこれを重視して、例外なく論及してはいるが、その結論とするところは、おおむね、これがコリントス同盟協定に規定された、ポリスの内政不干渉原則にたいする露骨な侵犯であり、アレクサンドロスの独裁的な専制君主化を端的に示す好例であること、また党派的内証というポリスの抜きがたい積弊を、絶対権力の行使で一掃して、ギリシア世界の安定を確立しようとした、王の平和理念の具現とみることに指摘に要約されるといってよい。^⑤ここで、アレクサンドロスの措置が絶対王権による帝国統一体制実現の重要な一環であったことは、おそらく疑いを容れない。しかし、それではこの対ギリシア政策が、具体的にはどのような政治状況を背景として、またどのような情勢判断のもとに、こ

の時点で提起されたか、という設問にたいしては、従来の研究もなお、論述に不十分を免れぬといわなくてはならない。この意味で、本稿では王令の対象となった「追放者」の実体をまず見きわめ、その動静が帝国の形成と統一への過程にあって、軍事的に、また政治・社会的にいかなる影響を及ぼしたかを分析して、その設問に試験的にこたえてみたいと思う。

① 出土碑文史料として、S. I. G.³ nr. 306. (Tod, II. nr. 202) [Tegea]; O. G. I. S. 2. (Tod, II. nr. 201) [Mytilene]; Michel, R. I. G. nr. 417 [Kalyrna]; S. I. G.³ nr. 312 [Samos] など、同時代人の文献史料では、Deinarchos, c. Demosth. 82.; Hypereides, c. Demosth. 18. を参照。

② Diodorus, XVII. 109. 1.; XVIII. 8. 2~7.; Curtius, X. ii. 4~7.; Justinus, XIII. 5. 2~5.; Plut., Moralia 221 A. (Apphth. Lac.)。

③ cf. Kornemann, Die Alexandergeschichte des Königs Ptolemaios I. von Aegypten. (1935) S. 89 ff, 157 f.

④ 長文にわたるため、最後の二節のみ原文を引用する。 *ἦσαν δὲ πολυτάκτους ἀρχηγῶρες ἀραυρῆς ἐν τῇ κοινήῳ, ὁρᾶς πλείους τῶν διαμυρῶν* (Diod., XVIII. 8. 5 ad fn.).

⑤ cf. Wilcken, Alexander der Große. (1931) S. 200~201.; Schachermeyr, Alexander d. Große. (1949) S. 429~431.; Kaerst, Gesch. d. Hellenismus.³ Bd. I. (1927) S. 505~506.; Niese, Gesch. d. griech.-makedon. Staaten. Bd. I. (1893, 1963) S.

176-177.; Tarn, Alexander the Great, vol. I, (1951) pp. 111-112. など。 Bangson, Greece, Gesch. 2 (1960) S. 345. は在來の通説的見解を形式論として斥け、むしろアレクサンドロスの西方遠征計画との関連における、後方の安定策という面を重視している。また王令の政治的背景については、Badian, Harpatus (JHS, 1961, pp. 16-42) がすぐれた分析を試みており、筆者もこれに多くの示唆を得た。

二

前三三六年アレクサンドロスが即位したとき、その採るべき対ギリシア政策の大綱は、すでにフィリッポスの提議によって成った、コリントス同盟条約 (T. G. II^e, nr. 236; Tod, II, nr. 177) の諸条項で一応確定していた。スパルタをのぞく全ギリシア都市・種族とマケドニア王とのあいだに締結された、この同盟協定は、普遍的平和 (general peace) の理念を名分として、各都市における政治体制の現状固定化と、他方社会変革につながる政治活動の全面的禁止とを、原則としてかかげた。これが実質上、親マケドニア的寡頭派勢力の優位を支え、その支配体制を積極的に擁護しようとする、マケドニア側の基本方針に沿ったものであることは、改めていうまでもない。^①

すでに軍事的征服よりはやく、マケドニアの政治的影響力は、ポリス相互間の根づよい利害対立を巧みに利用し、あるいは各ポリス内部の階級的党派抗争を媒介として、諸都市にふかく侵透していた。神聖戦争以来、はやくテーバイとの反目からマケドニアに接近していたフォーキス、プラタイアイ、オルコメノス、テスピアイなど、中部ギリシアの諸都市をはじめ、^② 従来内訌のとくに激烈であったペロポネソス半島諸国にあっても、アムブラキアー、アルゴス、エーリス、コリントス、メッセニアでも、カイロネイア戦後は、親マケドニア的寡頭派ないしこれに近い僭主勢力が有力となり、国政の主導権を掌握したばあいも少なくなかった。^③ 戦後もなお、デーモステネスらへの指導のもとにその抗戦意図を抛棄しなかつたアテーナイにおいても、少なくとも外交面ではデーマデイス、アイスキネースらによる対マケドニア宥和政策が主流を占めるにいたっている。^④

前三三八年、コリントスにおいてフィリッポスから王命を以て提起され、加盟諸都市の批准宣誓をへて成立した同盟協定 (ambition) によると、(加盟国市民は) 「平和を遵守し、マケドニア王フィリッポスにたいする協定の諸条項を

破棄せず、海陸を問わず、誓約を遵守するものに危害を加えんとする目的で、武力を行使せず。……また平和に関し誓約を行なった時点において、各都市に現存する国制を變革せず。何びともみずから、これら諸規定に背馳することを企てることなく、他にたいしても力に訴えしめることをなさず」(II. 3-8, II. 12-17)とし、さらに「何びとか諸協定に抵触した違反行為に出るならば、(加盟国市民は)被害者(国)の要請にもとづいてこれを支援し、普遍的平和に違背するものには、同盟總會の決議と盟主の要請とにしたがい、これを敵とする」(II. 17-22)と規定されて、国家の内外からする反体制的革命行動は、同盟の名により、全面的に禁圧されることになった。

この協定は、フィリッポスの対ペルシア進攻計画にあたり、後方の安全を確保するための政策手段として (Diod. XVII. 9. 4)、親マケドニア的支配層に有利な諸原則を認めたものではあったが、^⑤しかしながら、これを現実の社会状況に適用するならば、その政策の基礎的諸条件はなお、いちじるしく安定性を欠いていたといわざるをえない。けだし内訌の結果、寡頭派政權下に追放されたり、市民権を剥

奪されたりして、政治的亡命を余儀なくされた多数の民衆派分子 (cf. Isokr. Archid. 68.) の動静は、^⑥他方で有力者の経済的収奪とその反動支配にたいする一般市民の潜在的不満、また征服者の高権を背景としてその利益に奉仕する、寡頭派政權の傀儡性への鋭い不信感と相まって、「普遍的平和」の存続基盤を当初からきわめて脆弱なものとしたからである。^⑦

しかも当時、貨幣経済の進展、土地集中の進行により、一部の富裕市民が「かつては人のおよそ夢想だにしえなかつたほどの広大な土地を買い込み」(Demosth., Orat. XIII. c. Syntax. 30)、低廉な奴隷労働力の使用によって、これを経営する反面、伝来の土地を喪い、「一日の支出に必要な金さえも蓄え」ることができず (Demosth., Orat. XXIII. c. Aristokr. 209)、市民団から脱落して国外に流離する貧困者も激増しつつあった。生存の方途を、多く他国の傭兵となることに求めるほかなかつた、これら多数の出国浮浪者 (Isokr., Phil. 40, cf. Paneg. 168.) の創出は、社会・政治的不安定状況をさらに激成して、体制變革を企てる政治的追放者の動きを一層容易ならしめたであろう。^⑧

このようにみるとき、「現状固定化」と「普遍的平和」の二原則を柱とした同盟協定は、それが「祖国の利害とあい反する政策のためにみずから売り渡す」(Demosth.] Orat. XVII. d. Alex. synth. 13, cf. 11, 17.) 寡頭派支配層の利益とのみ結合したかぎりにおいて、むしろ社会内部の緊張と動揺とをより昂めるといふ矛盾を、それ自体のうちに孕んでいたのである。「市民の利害に反してマケドニア王に追従する」(Demosth.] Orat. XVII. 17.) 支配層への抵抗は、そのまま「ポリスを犠牲として敵を利する協定」(Ibid., 18.) の破棄、「全市民にとって、より公正かつ有益な」(loc. cit.) 体制樹立への、現状変革の志向に直結していた。

この騒擾を収束したアレクサンドロスは、盟主権の継承、同盟協定の更新改訂にあたって、改めて加盟諸国の「自由・自治」原則を、明文を以て確認したが (Demosth.] Orat. XVII. 8.)、他方ではつぎのような条項をこれに付加して、積極的に反体制活動への政治的、軍事的規制を強化している。すなわち「追放者にして、平和に加盟せる国家から武器を帯び、敵対する目的で、ひとしく平和に参加する国家にたいし攻撃を加うることは禁止さるべく、然らざるときは、かれが進発する(基地を提供した) 国家もまた、同盟協定の諸条項から除外さるべきこと」(Ibid., 16.) とされ、

らに「同盟総会の各国代表团および公安維持の責にあるものの管轄事項」として、「平和に加盟する国家内部で、各都市制定の現行法に違背するとき処刑・追放がなされず、変革を目的とする財産没収、土地再分配、負債廃棄、奴隸解放が行われぬよう(監視)すべきこと」(Diod. 16)が規定されたのである。この新たに追加された条項は、広い範囲に亘った当時の蜂起の本質が、マケドニアおよびこれと結んだ寡頭派支配に反抗する、諸国の民衆派の連繫を経糸とし、国外に流亡した追放者・浮浪者と国内の貧困市民層との呼応、相互支援を緯糸とした、かなり組織的な抵抗と革命運動であったことを示唆しているであろう。

さらにここで注目されるのは、帰国を強行しようとする追放者のみならず、傭兵としてしばしばかれらの反体制行動の手足となった、多数の没落流民もまた、ギリシア本土にとどまるかぎり、その主たる生活源を閉ざされるにいたったということである。コリントス同盟の成立以後、小アジア防衛のペルシア軍内部で、ギリシア人傭兵の数がとりわけ著増しているという事実は、まさしくこうしたマケドニア覇権下の政治・経済的強圧状況の必然的なあらわれ

なのであった。前三三六年、フィリッポス麾下のペルメニオン、アッタロスによる小アジア西部への偵察遠征(Diod. XVI. 91. 1; Polyæn. V. 44. 4)にやむを得ず、ペルシア側の防衛主力となつて、その企図を挫折させたのは、メムノーンの指揮する約五千のギリシア傭兵軍であった。マケドニアのペルシア進攻計画は、すではやくペリントス攻囲(前三四〇年)・ヘルレースポントス制圧(Diod. XVI. 74. 2ff.)以来明らかになっていた。ペルシア側はその対抗措置として、ギリシア本土の反マケドニア勢力と提携し、資金面でこれを援助する一方、直接小アジア辺境の防備を強化するため、その戦力充実の方途を積極的にギリシア傭兵の確保に求めたのである(Diod. XVI. 75. 1)。ペルシア側のこうした軍事的必要は、他方ギリシア本土での反体制活動の禁圧から結果した、「傭兵予備軍」の海外流出傾向と呼応することによって、一層容易に充たされ得たであろう。東征劈頭のグラニコス会戦(前三三四年)で、迎撃したペルシア軍中には、約二万のギリシア傭兵が参加していた、とアルリアーノスは伝えているが(Arr. I. 12. 8. 14. 4)、これを上述した前三三六年当時の数字と対比すれば、アレ

クサンドロスによる治安対策の強化が、追放者・流民の逃避傾向を促進し、かえってペルシアの戦力を充実させるという結果を招いたことは明らかであった。

小アジア諸地域を防衛するペルシア軍の中核となった、ギリシア傭兵に関して、そのグラニコス戦後の動静は史料に明証を欠くが、おそらくその大多数は内陸部各地に逃れて、制海権をもつペルシア海軍の活動とともに、依然として無視しえない存在であったらしい。^⑥リュキアー、ペンフェリア地方の沿岸諸都市を攻略したのち、アレクサンドロスは本隊を率い、北上して内陸部を大きく迂回したが、これと併行して各地に支作戦を展開しているのは (cf. *Att.* I. 26. 1.)、奥地に逃れたギリシア傭兵軍の組織的抵抗を封じ、沿岸解放地域の安全を計る、戦略上の必要からに他ならなかった。しかしこの迂回進撃には、これと関連するいまひとつの理由があった。それはアレクサンドロスの東征にいたり、これを側面から支援すべき海軍力が、ペルシア艦隊の基地テュロスを攻略するまで、いちじるしく劣勢を免れなかったことである (*Att.* I. xviii. 7-8.)。しかも王はミレトスにおいて、戦費の極端な不足から、一部をのぞき麾下の

全艦隊を余儀なく解散させなくてはならなかったが (*Att.* I. xxv. 1.)、このことは、エーゲ海域から東地中海にかけての全海上権をみずから放棄し、事実上これをペルシア海軍の完全な制圧下に委ねるのにひとしかった。点在する島市や小アジア沿岸諸都市の攻略にもかかわらず、この重大な戦略的欠陥は、メムノン、ファルナボズらの積極的な作戦行動が示すように、ペルシア側にエーゲ海一円の通商破壊、諸都市の軍事占領など遠征軍背後の攪乱工作を、きわめて容易にしたのであった。^⑦そのためアレクサンドロスは、後方との連絡、兵員・物資の輸送を、やむなくヘルレースポントスからリュキアー中部のゴルディオン經由、キリキアーのタルソスにいたる、「北道」の確保に求めなくてはならなかったのである。^⑧

しかしこの輸送路の確保という面は達成されたものの、ダレイオスにとって「重要な、ほとんど唯一の期待 (*praecipua spes et propemodum unica*)」 (*Curt.*, III. viii. 1.) であり、すらあった、ギリシア傭兵軍にたいする、この地方の掃蕩作戦は、十分な実効を挙げ得なかったようにみえる。けだし史料はいずれも、制海権をにぎるペルシア海軍がこの間

に広汎な作戦を行い、豊富な資金を以て、逆に直接ギリシア本土、諸島市の反マケドニア勢力を援助する一方、小アジア各地に散在する傭兵集団の大部分を沿岸に集結させ、かれらを次の作戦のため、海路シリア・フェニキア方面に首尾よく回送し得たことを伝えているからである (A. H. M. I. Curt., III. iii. 1.)。文献史料の記述を総合すると、このようにしてイッソスの会戦 (前三三三年) までに、ペルシア軍に再編成されたギリシア傭兵の戦力は、ギリシア本土から新たに募兵し、あるいはすでに以前から東方にあった若千数をあわせて、一万六千ないし二万に達したと推定できる。

ところで、ここで想起されなくてはならないのは、後年いわゆる「追放者復帰王令」の公布にあたって、それに該当したものの数が二万人以上の多きに達した、という伝承である (cf. Diod., XVIII. 8. 5)。しかもその数字は、オリュンピア祝祭に集まったかぎりでの該当者数にとどまるのであり、実数はさらにそれをうわ廻るものと推測しなくてはならないであろう。²⁰ この点に関する従来の研究は、これら該当者の実体をいずれも明確にせず、たとえばかれらを「普遍的平和に不断の脅威となっていた。多数の追放者」

とし、また「党派的内訌の結果、ないしアレクサンドロスに敵対して逐われた政治的亡命者」²¹とされているように、いわば反体制活動の積極的分子として、政治的に追放された民衆派の党与が、漠然とそこに予想され、理解されてきたにとどまっている。しかしながら、史料の挙げる数字に信を措くかぎり、²² この莫大な数の「追放者」は、ポリス内部の党争ないし反マケドニア闘争の過程からだけで創出されたものとは考えがたい。この数字はむしろ叙上のように、本国から流離して、余儀なくペルシア側の傭兵となり、同盟協定に違反して敵対抗戦する立場に立った、一般没落市民をも考慮に入れて、説明され得るものではないだろうか。しかもアレクサンドロスが、後年帝国の一体化に着手して、ギリシア問題の最終的解決にのりだしたとき、傭兵化したかれら没落市民の動静こそは、反体制勢力の消長を実質的に左右する基盤として、きわめて重大な意味をもっていたのである。アレクサンドロス自身もまた、もとよりこの問題を看過することはなかったであろう。

つぎにわれわれは、以上の前提をふまえて、敵対抗戦したギリシア傭兵の立場が、コリントス同盟条項の規定した

ところとどのような法的關係に立ち、また東征の過程でいかなる措置がかれらにたいしてとられたか、を検討し、さらにかれらの動向が、帝国ないしギリシア・マケドニアの政治状況に、どのような具体性をもって影響するものであったか、を考察してゆくことにしたい。この作業をつうじて、追放者復帰王令に示された、いわゆる「追放者」の実体を明確にすることによってのみ、王令が帝國統一政策の一環として有するすくれて積極的な意義を、またその限界を、より明らかにすることができらばあつう。

- ① cf. Cloché, *Un Fondateur d'Empire: Philippe II, Roi de Macédoine*. (1955) pp. 270 ff., *Histoire de la Macédoine*. (1960) pp. 242~243, Glotz, *La Cité Grecque*. (1953) p. 445.
- ② フロクサニユロスのテーマに攻略にあたつてこれらの四都市は積極的に王を支援し (Arr., I. viii. 8, Diod., XVII. 13. 5) 同盟会議でもその完全な破壊を熱心に主張した (Arr., I. ix. 7~9, Plut., Alex. II, Justin, XI. iii. 8)。ブラタニア・オルノメノスは王の庇護をうけ、同盟よりも都市の再建決議がなされ (Arr., I. ix. 10) 王の死の前三十四年まで、他の二市とともにホイオナイア同盟を結成した (cf. Hypereid., c. Demosth. col. 18) cf. Kaerst, op. cit., Bd. I. 2 S. 263. Ann. 1.
- ③ たとえばアムブラキアではマケドニア軍の駐兵、寡頭派政権の成立を見 (Diod., XVII. 3. 3) ロンネトス同盟会議の所在地 ユルツ、その城壁には多数の駐留軍が置かれ (Dein., c. Demosth. 18, Polyb.,

XXXVIII. 1 c. 3, Plut., Aratos 23) 親マケドニア勢力が実権を得ていた。メッサローニアのソクローニヤキスなる者の僭王政が成立してゐる (Demosth., Orat. XVII. 4)。なお後註⑩を参照せよ。cf. Niese, op. cit., Bd. I. S. 36 f., Berve, *Das Alexanderreich auf prosopographischer Grundlage*. Bd. I. (1926) S. 235~249.

- ④ Cloché, *Démosthène et la fin de la Démocratie Athénienne*. (1957) p. 208 f.
- ⑤ Cloché, *Un Fondateur d'Empire*. p. 274 ff.
- ⑥ cf. Busolt, *Griechische Staatskunde*. Bd. I. (1920) S. 236 ff.
- ⑦ Kaerst, op. cit., Bd. I. S. 276~277.
- ⑧ 追放・亡命者と傭兵との結合、またこれらと市内の同調者との結託による革命・反革命の実例については、同時代の戦略家アエナス・タクティクス (Aeneas Tacticus) が貴重な記録を遺してゐる。(1) 追放者によるエンテリブーからのカルキス攻撃 (iv. 1, 137)。(2) キーネス市内の革命 (xi. 1, 400)。(3) プルチクドの寡頭派革命 (xi. 1, 420)。(4) ニーナ都市内部の革命 (xviii. 1, 743)。(5) 所在記録のない一都市内部の革命 (xxiii. 1, 1057) など。これらの事例すべてに傭兵が加わつてゐる。類似の状況下における騷擾は、その他フィガリア、ロンネトス、メガラ、シキエオン、プリオスなどにも見られる (cf. Diod., XV. 40) なる Parke, *Greek Mercenary Soldiers*. (1933) p. 95. et n. 2. を参照せよ。
- ⑨ Cloché, *Démosthène*. p. 211. ニターナイはこの時期、キーネス・テネーヌの積極的な提案によつてギリシアから軍資金を得てゐるが、やがてこれをマケドニア同盟を結んだと推測されてゐる (Demosth., Orat. IX. 71, Demosth. XII. 7) cf. Kaerst, op. cit., Bd. I. S. 254 et Ann. 2.

- ⑩ マムブラキアーに駐留軍追放・民主政回復(Diod. XVII. 3. 3~4)。マルカティアーに盟主権不承認・民衆派優越・テーヘイの蜂起を支持して反抗 (Diod. XVII. 3. 8. 5~6)。ハイテリッブアーに寡頭派を追放して反抗 (Arr. I. x. 2)。追放亡命中のアカルナブアー民衆派の本國復帰を支援 (Diod. XVII. 3. 3)。メッセーニアに親マケドニア的ならぬアテーネスの僭主政を打倒・民主政回復 (Demosth. XVII. 4. 7)。ヘーリスおよびマルモネに寡頭派追放・テーヘイに援軍派遣。一般の状況については Niese, op. cit., Bd. I. S. 52~53. を参照せよ。
- ⑪ Parke, op. cit., p. 177.
- ⑫ cf. Diod., XVII. 52. 4, XVII. 7. 2. Polyaeus (V. 44. 4) などの兵力を四千と伝えている。
- ⑬ Kaerst, op. cit., Bd. I. S. 253.
- ⑭ Schachermeyr, Alexander der Große. (1949) S. 106~109. ルーリスポントス・フリギブアーの大守アルシテーネスの傭兵隊長がアテーナイ人アポロドーロスの名が見え (Paus., I. 29. 10)。またマホライ出身のアリストトメーデーネスが傭兵を率いてルシバ側についていた (Didymus, ix. 45. cf. Berve, Alexanderreich. Bd. II. nr. 128)。またアテーナイ人カレースの「ヘルシマ」の諸將との商議を伝える史料は (Didymus, x. 55)。上記註⑩とを合し、かれらとマテーナイトとの緊密な提携関係が裏面に存在したことを示唆している。
- ⑮ Plut., Alex. 16. Diod., XVII. 21. 5. は「この数字は非ギリシア人をも含めてゐるが、史料の信憑性はマルブアーネスが高き。cf. Parke, op. cit., p. 179 et n. 6, Niese, op. cit., Bd. S. I. 60 et Ann. 3.
- ⑯ ギリシア傭兵は捕虜を除くほとんど殲滅をされたとする Schachermeyr, op. cit., S. 114, Hampf, Alexander der Große. (1988) S. 21. の記述は「いずれも素朴に過ぎぬ。なお本文後述参照。
- ⑰ メトロンはスサからの資金を以てギリシア傭兵を徴募し (Diod., XVII. 29. 2, Arr. I. xx. 2) 三百隻の艦隊で小アジア諸都市を奪還 (Ibid.) ちがはちキオス・レスボス (Arr. II. i. 1) を占領した。その死後、後継者となつたマンナシムスもまた「チキトス (Arr. II. ii. 2)」「ネーク (Arr. III. ii. 6)」「シムネク (Arr. II. xiii. 4) の諸島市を占拠して、その勢力は「キキララデーネ諸島の大多数」を席捲した (Diod., XVII. 29. 3)。かれはまた「クレータ島占領を企てるシムネクとマブアーキスとが、資金・武器を供与して提携し (Arr. II. xiii. 6)」「ギリシヤ本土の反マケドニア勢力を煽動している。
- ⑱ Schachermeyr, op. cit., S. 162~163.
- ⑲ Parke, op. cit., pp. 183~184. は「約八千の傭兵兵力が海路東方に輸送された」と推定している。
- ⑳ Schachermeyr, op. cit., S. 170, 507 (Ann. 114)。史料は参戦時のギリシヤ傭兵の数を三万と伝えている (Arr. II. viii. 6, Curt., III. ii. 9)。
- ㉑ Badian, op. cit., (J.H.S. vol. 81.) p. 28.
- ㉒ cf. Kaerst, op. cit., Bd. I. S. 504.
- ㉓ cf. Bengtson, Griechische Geschichte 2 (1960) S. 345.
- ㉔ Busolt, op. cit., Bd. I. S. 206. Ann. 4. は「この数字を誇張として信憑性を認めながら、その根拠は何ら挙げられていない。

三

コリントス同盟の規定からみれば、ギリシア人ないし国

家の、ペルシアとの結託は、それが傭兵としての軍役奉仕であれ、大王との公的な連繫であれ、すべて反逆行為として処断さるべき性質のものであった。^①ただし同盟協定の諸条項は、前節に述べたとおり、ギリシア内部の普遍平和に違反する行動の処罰諸規定を中心に、マケドニア王への忠誠関係を明確にしたものであって、現存碑文史料および偽デーモステネス作の一文献（[Demosth.] Oratio XVII）からは、ギリシア人の対ペルシア関係に関する具体的規定は見いだされない。けれどもここでまず問題とする、敵対ギリシア傭兵の法的立場についての解釈は、史料の探索によって必ずしも不可能ではない。

まず注目されるのは、グラニコス会戦ののち、アレクサンドロス軍に捕えられた約二千の傭兵が、「ギリシア人でありながら、ギリシア人により公的に決議されたことに違反してギリシアに反抗し、バルバロイのために戦った」（Arr. I. xvi. 6）などで、同盟にたいする反逆罪に問われた事実である。開戦後、ペルシアへの通謀加担は一般に政治的反逆罪を構成するものとして、極刑の適用対象となり、亡命者にたいしても、財産没収による本国ないし同盟全領

域からの終身追放（ἀστυχία）という、事実上の極刑が宣告された。^②このことは、たとえばつぎのキーオス島布告碑文（Dittenberger, S. I. G. nr. 283; Tod, II. nr. 192.）からも示証される。前三三二年、当時親ペルシアの貴族層の支配が復活していたこの島市は、アレクサンドロス麾下のヘーゲロスによって再占拠され、亡命中の民衆派が政権に復帰した（Arr. III. ii. 3 ff.; Curt. IV. v. 15 ff.）。そのとき王が発した民衆派追放者の復帰王命によると、「バルバロイと通じて都市への反逆者となり、およそ都市からすでに逃亡したものに関しては、かれらは平和に参加する全ての都市から追放され、ギリシア人の公的決議にしたがって逮捕のうえ、当局に引き渡さるべきこと」（II. 10-15）とあり、通敵行為を犯した敵対分子が、反逆の名において、ここでひとしく「追放者」と規定されたことは疑いを容れない。^③グラニコス以来の諸戦闘で捕虜となり、あるいは逃亡した敵対ギリシア傭兵にたいしても、この原則は本来、包括的に適用さるべき性質のものであった。しかしながら征戦の過程で、この原則をそのまま厳密に適用することには、おのずから大きな困難がともなったにちがいない。捕えられた反逆者

としてのギリシア傭兵を、アレクサンドロスがマケドニア本国へ強制労働のため送致した (Arr. I. xvii. 6.) のは、おそらく同盟会議が、かれらの敵対行動に「叛逆罪」を確認したうえで、傭兵の処分権を王の用兵事項として委任した結果であったと考えられる。^④ このうちフリュギアアのゴルディオオンで、捕虜傭兵の釈放を求めてきたアテーナイからの遣使にたいして、王がそれを適当と認めず、「戦争の終了をまって、他のギリシア人とともに本国に復帰せしめよう」と約した (Curt. III. 1. 9, cf. Arr. I. xxix. 5~6.) のは、この推測をいかほどか裏付けるものであろう。

グラニコスにおける敵対傭兵への苛酷な措置は、以後かれらの仲間の抵抗姿勢に深刻な影響をもたらしした。たとえばエフェソス防衛にあたったギリシア傭兵軍は、無力な抗戦を放棄しても降伏を肯んせずに、内陸部へ逃亡し (Arr. I. xvii. 9.)、ミレトスでは絶望的な戦意を以て、アレクサンドロス軍の進攻を阻もうとしている (Arr. I. xix. 6.)。このミレトス攻略の最終段階で、王は従来の対傭兵措置を改めて、投降するものには、独断でかれらを自軍に編入することにした。このことは、当面する戦術的必要

から、というだけでなく、王自身がすでにこの時期から同盟協定の制約に必ずしも拘束されない、新たな目的志向の萌芽を見せはじめていることをも示唆するであろう。^⑤ しかし東征初頭のこの時期にあたっては、この措置もいまだ敵対傭兵に関する原則として、公式に表明されたものではなかった。つぎのハリカルナッソス攻撃にあたっては、ペルシア側傭兵軍は再び「頑強な抵抗」 (Arr. I. xx. 7.) をみせて、幾度かその攻略を遅らせており、送パンフェリアの拠点ヒュペルナ市を守備するギリシア傭兵は、おそらくミレトスにおけると同じ条件で、開城降伏後はアレクサンドロス軍に再編成された (Arr. I. xxiv. 4.)。

イッソスの会戦後においても、敵対ギリシア傭兵についての明確な措置は何らとられていない。同盟の盟主としての地位を標榜しつつ、一方で「アジアの主」の称号を要求する (Arr. II. xiv. 8~9, cf. Plut. Alex. 34.) という、アレクサンドロスの「遠征目的の二重性」^⑥ を、はじめて端的に示したのは、この会戦後のダレイオス宛書翰であったが (Arr. II. xv. 8~9.)、この二重性は、傭兵処遇に関する王のこうした慎重な態度保留にも、何らかその反映を見せて

いるといつてよいであろう。

アレクサンドロスがこの曖昧な態度をすてて、敵対傭兵への措置に明確な基準をあたえたのは、ガウガメラ会戦（前三三二年）ののち、ダレイオスの歿死によってペルシア帝国が名実ともに崩壊してからであった。それはまた、アジア全域の征服が王の遠征目標として明確になった時期と一致している。従来ダレイオスに臣従してきたギリシア傭兵の一部は、大王の死後ヒュルカニア（カスピ）海南方のザドラカルタにおいて、アレクサンドロスのもとに軍使を送り、全面的な和陸の申入れをした。このとき王は再び、かれらが「ギリシア人たちの決議に違反してバルバロイにくみし、ギリシアにたいして重大な犯罪行為を犯した」ゆえを以て、その提議を拒絶し、「反逆者」たちの自主的な無条件降伏、その生殺与奪の権を王が留保したうえで、全員の帰順を命じている（*Arr.* III. xxiii. 8）。王は、これに応じて投降した約一千五百について、そのうちコリントス同盟成立以前からペルシアに仕官していたものは、これを無罪放免（*absolve*）し、同盟協定締結以後ペルシアへ奔りくみしたものに關しては、投降後もそのまま傭兵として、麾下

の軍中に拘束従軍せしめることを決定した（*Arr.* III. xxiv. 5）。

この措置に見える原則的な区別の基準は、さきにミレトスでとられた投降傭兵の再編成をはじめとして、各地で帰順し従軍していたものにも關しても、おそらく適及的に適用されたとみてよいであろう。アレクサンドロスが、ここで従来敵対してきたギリシア傭兵について、かれらを一応すべて包括的に「反逆者」と規定し、この前提に立つて、処分の基準を同盟成立の時点と関連づけたことは、一見この場合にもなお王の、盟主としての同盟協定にたいする顧慮を示しているようにも思われる。^⑦ 当時すでに対ペルシア報復戦争の目的が達せられて、王は同盟軍を正式に解散し（*Diod.* XVII. 74. 3）、^⑧ 新たな征服目的のために、これを再編成しようとしていた。かれがベルセポリス、ササなどの旧帝庫接収による豊富な戦費の獲得を背景として、^⑨ その兵力増強の方途を本国・ギリシアからの派兵だけでなく、投降傭兵の吸収にも求めたことは、おそらく想像に難くない。同盟軍は解体しても、王が同盟の終身的盟主であることに、変りはなかった。しかしその理由だけから、アレクサ

ンドロスが同盟を尊重して、傭兵の処置に区別を設けたとは思われない。むしろかれは、爾後の遠征続行に要する戦力保持のため、同盟決議の効力を名目として巧妙に利用したのではなからうか。

ザドラカルタにおける王の対傭兵措置を、以上のように解釈する場合、ここでつぎに問題となるのは、同盟あるいはギリシア人一般にたいして敵対抗戦した「反逆者」の、釈放ないし追放解除の決定権までが、全く盟主の権限に帰属していたのかどうか、という点である。すでに見たように、同盟会議で反逆者と規定された敵対傭兵への処分は、おそらく戦陣での特例として、盟主の軍事指揮権に含められていた。すでも挙げたキオオス島の布告碑文によると、「都市の反逆者にして」およそ市内にとり残されたものは、ギリシア人の同盟会議に拘引され、裁判さるべきこと」とあり (Ditt., S. I. G. 3 nr. 283; Tod, II. nr. 192. II. 13~15)、^⑩ 反逆罪をはじめとする重大な協定違反についての裁判判決権は、もともと原則的に同盟会議ないしその法廷に帰属していたのである。もともとこの場合もマケドニア王の意思は、「全権を有する盟主」 (*ἡγεμῶν ἀνθρώπων*) のそれとして、

判決を左右しうるだけの不文の権威をもち得たであろうが、キオオスの布告碑文その他に徴するかぎり、たとえ形式的にもせよ、同盟に関する司法高権は本来盟主から独立して、同盟機構に属していたとみなくてはならない。アレクサンドロスが、前三三一年エジプトに送致されてきたキオオス島の反逆者を、同盟法廷に付託せず、独断で奥地へ流刑に処したこと (Arr., III. II. 5, 7)、^⑪ またエジプトからペルシアへ向かう途次、テュロスでアテーナイ使節の再度の要請にたいし、グラニコス戦のアテーナイ人捕虜を釈放せしめたこと (Arr., III. vi. 2, Curt., IV. viii. 12)^⑫ などは、いづれもイッソス戦以来の王の同盟軽視を背景として、はじめて理解されるであろう。しかもこうした、王の権限逸脱にたいして、同盟会議の側からする表立った不満・非難の声は聞かれないのであった。

コリントス同盟機構がたどった形骸化は、こうして、まずその司法権独立が喪われてゆく過程に、もともと端的な現われをみせた。前三三一年ペロポネソス半島に起った、スパルタ王アーギスの対マケドニア蜂起が、アンティパトロスによって挫折、鎮圧されたとき (Diod., XVII. 48. 1, 62.6

334)、協定にしたがって同盟会議に付託された、スパルタ人および加盟国市民中の叛逆者にたいする裁判判決権が、「未決のまま」(ἀπέφαρον) 同盟自体によってアレクサンドロスに決定に委ねられたこと(Diod., XVII. 73. 5f. cf. Curt., VI. 1. 19f.; Aesch., III. 133.)¹⁾は、この点で画期的な意義をもつというべきであろう。そのさい、コリントスに緊急招集された同盟国諸代表のあいだでは、裁判判決権委譲の是非に関し、「双方の立場から多くの論議が交わされ、その結果」この方針が採択されたといわれる(Diod., XVII. 73. 5)。この事情は、権限の委譲が慎重な考慮にもとづいて、公的な承認を経たものであること、したがって単なる臨機の非常措置ではなかったことを示唆している。

従来同盟に加盟しない、ギリシア本土唯一の国家として、不断に反マケドニア抵抗の拠点となってきた、スパルタの屈服は、マケドニアの覇権を一応ギリシア全域に確立することになった。しかも他方この戦後処理において、加盟国内部から蜂起に呼応した「叛逆者」の裁判権を、同盟みずから放棄したことは、まさしく同盟機構の権威のもっとも顕著な自壊現象として認められなくてはならない。アレ

クサンドロスの、ザドラカルタにおける恣意的な決定は、こうしたアーギス叛乱後の状況を直接反映しているとみるべきであり、王の同盟にたいする司法高権は、すでにここで公的な合法性を獲得するにいたったとしても、あながち過言ではないのである。このように考えれば、前三二四年の「追放者復帰王令」は、必ずしも研究者が一致して指摘するように、「同盟協定にたいする最初の露骨な侵害」を意味したとはいいがたい。たとえギリシア人一般は、直接大衆の前に宣言されたこの王令を以て、「かれらの法律を破壊する端緒だと見なした」にもせよ(Curt., X. ii. 5)²⁾、同盟諸国にたいするアレクサンドロスの法的優位は、すでにこの前三三一年以来、かえって同盟の側からする主体性放棄の結果として、動かしがたい既定事実となっていたのである。

① Kaerst, Gesch. d. Hellenismus, Bd. I, s. 271.

② Busolt, Griech. Staatsk. Bd. I, S. 234 ff. bes. 236.

③ Arr., II. xiii. 2. (Issos) には、敵対傭兵の指揮者は「敵側(の)脱走者」(ἀγροφόροι)として言及されているが、この表現はおそらく実質的に「キオス神文中の「裏切・叛逆者」(ἄπειροδοσίμων)と同様の意味をもつものであった。

④ cf. Badian, Harpalus. (J.H.S. vol. 81.) p. 29, n. 90.

- ⑤ Badian, op. cit. p. 25.
- ⑥ Wilcken, Alexander der Große. (1931) S. 80, 98.
- ⑦ cf. Schachermeyr, Alexander d. Große. S. 251., Tarn, Alexander the Great. vol. I. (1951) p. 60., Wilcken, op. cit., S. 142.
- ⑧ Diod., Ibid.; Curt., VI. ii. 17. はやかに同盟軍の解散を、イネボリスに占領したレイオスの歿後のこととして伝えるが、Arr., III. xix. 5. はや早く、エタム、タナ入城の時期にこれを関連つけている。
- ⑨ Diod., XVII. 71. 1.; Curt., V. vi. 9.; VI. ii. 10. にはその額は十二万銀タラント、Diod., XVII. 74. 5. には物品を含め十三万タラントを記述している。
- ⑩ Tod, S.G.H.I. vol. II. nr. 192. comment. p. 266.
- ⑪ cf. I.G.II.² nr. 236 (Tod, II. nr. 177) II. 15~17, S.I.G.³ nr. 261 (Tod, II. nr. 179), II. 3~5. [*κατά τὸ δάκτυλον τῶν ἀνεγκρίτων τῶν ἐπιεργασμένων*]; I.G.II.² nr. 329 (Tod, II. nr. 183) II. 13~14. [...*τῶν ἐπεργασμένων ἐπὶ τῆς κοινῆς πολιτείας*]; [Demosth.], Orat., XVII. 15.
- ⑫ Kaerst, op. cit., Bd. I.³ S. 392. は、この措置をアーギスの武裝蜂起に伴うギリシア全土の不穏な事態と関連づけ、とくにアテーナイの動静を危惧したための宥和政策とみる。cf. Diod., XVII. 62. 7.
- ⑬ Schachermeyr, op. cit., S. 429.
- ⑭ cf. Tarn, op. cit., vol. I. pp. 112~113., Wilcken, op. cit., S. 201.
- ⑮ *quamquam solvendarum legum id principium esse conse-*
bant...

四

ところで、バルシア側にくみして東征の軍と戦ったギリシア傭兵は、イッソスの敗戦後、すでに組織的戦力を喪い、その大多数は未投降のまま各地域に四散して、征服地域の治安に大きな不安定要因となっていた。上述したように、これらの全面的な帰順をまっぴらに麾下の軍中にこれを再編成しようとしたアレクサンドロスの措置は、遠征継続用の兵員獲得という意味をもつと同時に、他方ではこれらの危険な放浪武裝集団をなくし、叛服定まらない各地の土着勢力とこれらとの結託を阻止しようとする、治安確保の意味をも併せもつものであった。しかしながら、かれらを收拾する努力は、実際にはきわめて不十分な成果しか挙げ得なかつたようにみえる。イッソスの会戦は、傭兵軍についてもその総力を結集した戦いであったが、以後のギリシア傭兵の動きに関して、文献諸史料の記述するところは必ずしも一致していない。それらを総合すると、戦闘に参加した傭兵約二万弱のうちから、以後もなおダレイオスに従ったもの (cf. Arr., III. xvi. 2.) や、その他内陸各地に散ったの

もおそらく多数にのぼったが、少なくとも当初の半数近く——海港トリポリスに集結した約八千 (Arr. II. xiii. 2) は、途中経路での損耗を考慮しても (cf. Diod. XVII. 48. 3)、大部分は、当時なおペルシア・フェニキア海軍の制圧下にあった海路により、ギリシア本土に到達できたらしい (Curt. IV. i. 39; Diod. XVII. 48. 1.)^①。スパルタ王アーギスの反マケドニア蜂起に関して、諸史料はいずれも、その兵力のほとんど半数を占める約八千ないし一万が、イッソスから逃れ帰った傭兵であったことを伝えている。^② 当時これだけの傭兵をギリシア内部ですでに集め得なかったことは、つぎの事情からもうかがわれるであろう。すなわち、挙兵の二年前、東征軍の後方攪乱を策して反乱を使囂するペルシア側にたいし、これに必要な資金、艦船および「及ぶかぎり多数の歩兵 (傭兵)」の供与を、むしろアーギスの方から要請せざるを得なかったというのである (Arr. II. xiii. 4)。ちなみにシフノス島でのこの交渉が、たまたまイッソス会戦の敗北と時を同じくしたため、ペルシア側としては僅かに銀三十タランタと三段撓船十隻とを提供し得たにすぎなかったらしい (Arr. II. xiii. 6)。^③ ともあれ一時的にもせよ、

クレテ島およびギリシア本土においてマケドニアの支配を動搖させた、このアーギスの叛乱が、多数の傭兵を得て起ったこと、またその鎮圧後もかれらの相当数が、ラコニア最南端の傭兵基地タイナロンを中心に温存され、不断に反体制勢力の火床となったこと^④、を考えれば、これら帰国した追放者傭兵の問題が、すでに単なる軍事的圧迫のみを以て解決し得るものでなかったことは明らかであった。

傭兵の動きを追跡する場合、いま一方で注目されるのは、東方諸地域に建設された植民都市の問題である、東征の過程で生まれた多数の都市は、多く戦略要地としての必要と性格とに応じて営まれ、その植民には主として麾下のギリシア傭兵が充てられた。^⑤ ちなみに没落浮浪化する市民の激増をポリスの危機として憂え、その救済策を外に移住・植民に求めることは、すでにイソクラテースの主張したところでもあった (cf. Isokr. Phil. 120)。^⑥ これらの軍事拠点に残されたかれらは、たとえばパラバミソス地方に建設されたいくつかの都市が、七千の原住民と三千の従軍非戦闘員、および「傭兵たちのうち (残留を) 希望するもの」 (ἄλλοθροῦν τῶν Βουλαιῶν) から構成されたといわれるが

(Diod., XVII. 83. 2. cf. Curt., VII. iii. 23) 事実上、営戍地からの離脱は許されず、その定住ももとより自発的意思に裏づけられたものではなかった。^⑥ つぎの事情は、かれらの一般的動静をうかがうに足る、とりわけ顕著な例証であろう。前三二五年初、インダス流域のマルロイ攻略戦におけるアレクサンドロス戦死の風説が流れたさい、バクトリア地方に在った約三千の植民傭兵たちは、帰国をもとめて各地に叛乱を起し、マケドニア人の駐屯指揮官を殺害して、都市を放棄脱出するにいたったという (Curt., IX. vii. 1 ff., Diod., XVII. 99)。^⑦ この事件を伝える諸史料は、反乱軍内部での主導権争いの経過を主に記述しながらも、かれらがおそらく約一年後には、さまざまな過程をたどって概ねギリシア本土への帰還に成功した事実を明らかにしている (Curt., IX. vii. 11)。^⑧ この脱走傭兵集団の帰国経過については、パウサニアスもまた述べており、アテーナイ人レオーステネースがアレクサンドロスの意に反して、従来ベルシアに仕官していたギリシア傭兵五万を、海路ヨーロッパ (ギリシア本土) へ誘導帰国せしめたと伝えている (Paus., I. 25. 5. cf. VIII. 52. 5)。^⑨ この莫大な数字の信憑性は、も

とより採るに足らないとしても、建設都市を放棄した植民傭兵の群れが、その帰路にあたる諸地方で、敵味方を問わず、またいまだ未投降のまま流浪している仲間を逐次吸収して、当初の三千をかなりうわ廻る大集団に膨脹した可能性は、十分考えられるであろう。

しかも征服諸地域における軍事的な治安維持は、それ自体が無統制の状態にあったため、こうした動きを阻止するのに全く無力なのであった。すなわちアレクサンドロスの遠征が長期かつ遙か東部の辺境に及んで、しかも王の戦死という虚伝すら流布したような事態は、植民傭兵たちの動揺だけにとどまらず、占領各地域の治安・統治を委ねられた大守や高級行政官のあいだにも、甚だしい秩序の乱脈をひき起していたのである。^⑩ 統治諸州の暴力的収奪や管轄業務からの不正利得、暴行、神殿・墳墓の破壊掠奪など、マケドニア人高級官吏の腐敗墮落は、各地方の大守にも波及し、さらに土着人民衆のあいだにまで、強い反感と抵抗の気運をかもし出した。王を僭称して公然と民族主義的叛乱を組織化したメーディアの大守バリュエアクセスをはじめ、ペルシス、アラコシアー、カルマニアー、スーシアナなどの

各州において、多少ともマケドニア支配からの独立を志向する動きが表面化するにいたつたのである。アレクサンドロスの帰還にさいし、「暴力的かつ恣意的にその権限を濫用した」(Diod., XVII. 106. 2)かどで、肅清の対象となつた直屬の行政長官だけでも、少なくとも十数名にのぼつたとくにバビュロニア以東の十六州のうち、その統治者にして処刑ないし職を逐われた例は、実に九州にも及んだが、この事實は異民族支配体制の脆弱性とその内的不安定が、当時いかに広汎かつ深刻であつたかを如実に物語つてゐてであらう。

かれらのうち、「あるものは傭兵をたくわえて王に叛し、あるものはまた財貨をかき集めて逃亡した」(Diod., XVII. 106. 2)、と伝えられるように、かれらの自立化の基礎が、ここでも土着の民衆の支持や各地に散在流浪するかつての傭兵など、反マケドニアの分子の私兵化によつて一層容易に強化されたことは、おそらく再言の要をまたない。帝國中・東部諸州のこうした無政府状態は、帰還したアレクサンドロスの機敏な処断によつて、速やかに回復し、一応の安定をとりもどしたらしい。しかし最大の問題は、王の信頼

あつく (cf. Plut., Alex. 41)、エクパタナにあつて帝庫管理の樞要な地位にあつたハルパロスの汚職逃亡事件であつた。王の不在中、その地位を蓄財と権力掌握のために濫用して、放埒と専権をきわめたかれは、王の追及をおそれて五千タランタを拐帶し、私兵として手なづけた六千のギリシア傭兵を率いて、アテーナイへ亡命を企てたが (Diod., XVII. 108. 6)、この事態は、東方での動揺をギリシア本土の潜在的な不安定状況と結びつける結果となつた点で、まさしく体制内部の諸矛盾を一挙に表面化させかねない事件なのであつた。かのイッソス会戦後、帰国した多数の傭兵がアーギスの叛乱の中核となつた先例は、ここでハルパロスがいまだに反体制勢力の根づよいアテーナイと結託する場合の危険性を予測させるに十分だつたであらう。

前三二四年初、以上のような統治状態の紊乱を目撃したアレクサンドロスが、アジア一円の大守および軍司令官にたいして緊急勅書を発し、「その受領と同時に、直ちにかれらの麾下にある全傭兵を解散すべきこと」を命じた、いわゆる「私兵解散令」(Diod., XVII. 106. 3)は、帝国内部の全般的動揺、広汎な反抗の気運に対処して、王の統制下

に全帝国を収束するための、いわば論理的帰結に他ならなかつたのである。^⑧

- ① 傭兵の数と名の掃蕩過程については一説(Curt., IV. 1. 27 f.; Diod., XVII. 48. 2 f.) は約四千の集團がマケドニアとマケドニアに渡つたことを伝へ、一説(Arr., II. xiii. 2 f.) は全体約八千が四名の指揮者に率ゐられて同じ経路をたどつたとしてゐる。おおよくマケドニアとマケドニアは掃蕩方法につき二群に分れたと推測される。cf. Parke, Greek Mercenary Soldiers, p. 199, Badian, Harpalus, p. 25, Schachermeyr, Alexander d. Große, S. 507, Anm. 114.
- ② Diod., XVII. 48. 1; Curt., IV, xvi. 10. は八千、Dein., c. Demosth. 36. は一万を伝へる。
- ③ Parke, op. cit., pp. 200~201. cf. Diod., Ibid.; Curt., IV. 1. 39.; Arr., II. xiii. 6. 後述するマケドニアのサテライナイ人カンヌス、ノオステネースはこの地を傭兵軍の指揮者となり、ボキヤニイデーン等の解放に頑強に反対した。(Plut., Moralia 848 E. (Vitae X. Orat.).)
- ④ Tarn, Alexander the Great, vol. II, pp. 232 ff., 248.; Berve, Alexanderreich, Bd. I, S. 291~301, bes. 298.
- ⑤ 拙稿「インクラテースの政治思想について」『歴史研究』2 (大阪学芸大・歴史学研究室) 六四—六八頁。
- ⑥ Parke, op. cit., pp. 194 ff.; Badian, op. cit., p. 26. cf. Curt., IX. vii. 1.
- ⑦ cf. Berve, op. cit., Bd. I, S. 298, Bd. II, nr. 29. (Athenodoros), 216. (Biton), 219. (Boxos). Schachermeyr, op. cit., S. 291.
- ⑧ cf. Arr., VI. xxvii. 3 ff., xxix. 3, xxx. 1, ff., VII. iv. 1~3,

xviii. 1.; Diod., XVII. 106. 2, 108. 4 ff., XVIII. 9. 1.; Curt., X. 1. 1 ff., 22 ff. Badian, op. cit., pp. 16 ff. Schachermeyr, op. cit. S. 391 ff.

⑨ 詳しくは Berve, op. cit., Bd. I, S. 274~290, Badian, pp. op. cit., 16 ff. を参照せよ。

⑩ cf. Arr., III. vi. 4, xix. 7.; Diod., XVII. 108. 4.; Curt., IX. iii. 21. Berve, op. cit., Bd. II, nr. 76. (Harpalos). 当時マケドニアでは、熱烈な反マケドニア派のリナルコスが異例の長期間にわたり(前三三三—三二六年)財政の実権をにぎり、かれの経済政策によつて、軍備とつわく海軍力の面に顕著な復興がみられた。このためマケドニアは、前三二五年までに七隻の五段撓船、五十隻の四段撓船をはじめ、三六〇隻の三段撓船を建造し、船塢や兵器庫を充実し得た。歳入の六〇(六〇〇%)タランタから一二〇〇タランタへの増収には、幣価の下落を予想されるが、このにも国力蓄積の一指標を認めてよらと思はれる。(Plut., Moralia 841 D-842 F. [Vitae X. Orat. VIII.], cf. Tarn, C. A. H. vol. VI, pp. 440 ff.).

⑪ Tarn, Alexander the Great vol. I, p. 112.

五

すでに述べたように、コリントス同盟協定によって確認されたギリシア諸国の現状固定、現体制維持の原則は、代理統治者アンティパトロスの政策のもとで、なしくずしにその実質を喪ひ、マケドニア駐留軍の圧力を背景とし、あるいはその露骨な武力干渉によつて、各地に親マケドニア

的寡頭派政権ないし僭主政が出現していた。同盟協定を無視した民衆派反体制分子の追放と、国制変革による諸小都市の親マケドニア的系列化とは、他方で同盟機構の無力化・従属化と平行して進み、「協定がその冒頭に規定したギリシアの自由と自治」(Demosth., Orat. XVII. 8)も、事実はすでに単なる名目でしかなかった。アーギスの叛乱の挫折は、武力による組織的な反マケドニア抵抗運動の可能性を、ギリシア人から実質的に奪い去ったかみえた。しかし自由・自治を目指す動きが、これで完全に封殺されたわけではない。その主導性は、以後少なくとも表面上は国家的背景を離れて、熱狂的な反マケドニア運動の指導者たちの手にうつり、かれらの非合法活動をつうじて、より強固な抵抗母体が形成されるようになった。ここで注目されるのは、かのタイナロン基地に時とともに集結した、傭兵集団の無視しがたい存在である。

明確な時点は比定し得ないが、ともかくアーギスの敗死後、アテーナイ人カレースがかれらの指導者に推挙されたこと(Plut., Moralia 842 E. [Vitae X. Orat.])、またその解散を命じたアンティパトロスの指令に、急進民衆派の指導

者ヒュベレイデースがよく反対していること(Plut., loc. cit.)、しかもカレース自身がおそらくは同じ時期に、アテーナイの將軍職に選任されていたと思われることは、のちに述べるレオステネースの場合とともに、非公然ではあるが積極的なアテーナイ民衆派の支援が、かれらの背後にあったことを推測させるであろう。ペルヴェにしたがって、カレースの將軍職在任をおそらくアレクサンドロスのインド遠征末期(前三二五/二四年)に相当する時期と比定すれば、その時期はまさしく、辺境での王の生死不明が帝國全土に甚だしい統制の弛緩を結果したころであった。のみならず前三三〇年から前三二六年にかけて、ギリシア本土、とりわけアテーナイに、異常な穀価騰貴が起つたさい、穀倉エジプトの財政管理の任にあつたマケドニア人クレオメネースが、悪辣な大量買占めを行なつて、アテーナイの窮状を極端に悪化させたことも、いまだ市民の記憶に新しかった。アンティパトロスの専断的統治にたいする従来からの反感が、こうした事情とあいまって、一般市民の反マケドニア感情を当時一層昂めていたとしても不思議ではなく、民衆の將軍選出あるいは急進民衆派の活動に現われた積極的な

傾向も、むしろ世論の反映といふべきだったのである。

アレクサンドロスのバビュロン帰還を前に、首都から逃亡したハルパロスが、海路アテーナイへ亡命を求めてきたのは、あたかもこのような状況のもとにおいてであり、^⑤ かの寝返りがそのまま直接、反体制側の軍事力のいちじるしい強化につながるといふことは、おそらくアレクサンドロスには危惧の念を以て、民衆派指導者たちには期待の念を以て、ひとしく予想されたにちがいない。「私兵解散令」の目的が、全アジアの代理統治者から、その反抗の牙を未然に抜きとることにあった以上、ハルパロスの戦力集団もまた、もとよりその適用の埒外に出るはずはなかった。しかもその私兵の大多数が、かつて王に敵対した傭兵として、「叛逆者」、「追放者」の烙印をおされたものたちであったとすれば、当面の問題として、その不穏な集団を分散・無力化させる方途は、かれらを赦免し、各自の本国へ帰国させる以外になかったであろう。追放者復帰王令はこうして、私兵解散令の延長であるとともに、それをギリシア本土にも及ぼして実質的に有効ならしめる意味をもったのである。

それでは、これにたいするギリシア諸国、とりわけアテ

ーナイの反応はどのようなものであったか。弾圧・内訌の過程で、土地家屋など私有財産を没収された、政治的追放者や亡命者たちは、その帰国復権にともなつて、当然何よりもまずその返還を要求するであろう。王令の実施は、その点だけからもひろく社会一般に、多くの紛争の発生を予測させるものがあつた。二三の都市に関して今日残っている、以下の碑文史料は、いずれもその模様を具体的に物語っている。

たとえばカリュムナー市出土の碑文によると (Michel, R. I. G. n. 471)、同市の民会は「市民相互のあいだの不和確執」を処理するため、隣接のイアソス市から五名の仲裁裁判官の派遣をもとめたが、かれらは「裁判に訴えられた三五〇件以上の訴訟の多くを、当事者相互の示談に委ねて、訴訟を取り下げさせ」(II. 39~44)、また「とくに裁決を依頼され、法廷に提訴された十件の訴訟については、それらを王令と都市法とにもとずいて投票判決した」(II. 44~47)、と伝えられる。追放者の帰国によつて起つた紛争が、いかに広汎かつ深刻な社会問題であつたかを、この一小島市の例は端的に示しているであろう。そのほか家屋・園地の返還に関して詳細を規定したテゲアー市出土の関係碑文 (Ditt. S. I.

G.3. nr. 306, Tod, vol. II, nr. 202) あるいは民会が、先住者・
帰国者双方から同数ずつ二十名の調停委員を選出し、そ
の調停によって訴件を示談解決せしめようとした、ミュテ
ィレーネー市の関係碑文 (Ditt., O. G. I. S. nr. 2, Tod, vol.
II, nr. 201) などに見えるところも、上記カリュムナー市
のような事態が、決して例外ではなかったことを推測させ
るのである。^⑥

アテーナイにおいて、この種の問題はさらに深刻な影響
を投ずるものがあつた。過去四十年にわたつてアテーナイ
が植民地化してきたサモス島は、この王令の施行によつて
本来の島市民の手に還付さるべきこととされたからである
(Diod., XVII, 8, 7)。前三六五年、ティモテオスによつて占
領されたこの島は、アッティカの土地狭小を補う豊沃な海
外領土として、またエーゲ海域の軍事拠点としての重要性
から、三次にわたる軍事植民を受けていた。かれら植民者
の集団帰国は、資産を没収されていた政治的追放者の、本
国復帰にともなう財産返還要求とは異なり、本来無産の市
民として土地再分配を要求する、広汎な社会問題をさえ誘
発しかねなかつた。このような不穏な要求は、これまた無

所有の追放者傭兵の大量帰国という目前の事態からも、ひ
としく予想されたにちがいない。土地再分配をめぐる経済
闘争は、必然的に親マケドニア的な有力富裕市民層にたい
する尖锐な政治闘争と結びつき、そこに革命的動揺の発生
はほとんど不可避であつた。^⑧マケドニアの支配高権への追
従的政治姿勢にもかかわらず、かれらが追放者復帰王令の
受諾に異例の強硬な抵抗をみせたのは、国内での、その階
級的利益擁護という見地よりすれば、むしろ当然というべ
きだったのである。

かれらは、王令への反対にあたり、同盟条項に規定され
た「現状固定」の原則——そこでは土地再分配、負債帳消し
などの変革は、すべて普遍的平和を攪乱する犯罪行為とし
てきびしく禁圧された——を大義名分として、たくみにそ
れを逆用することができた。それだけではない。かれらは
サモス島還付問題を、多数の現植民者の経済的没落という、
むしろひろく「国民的」な利害にかかわる問題として、
その点をつよく市民に訴えることにより、かれらの王令反
対の真意である「階級的利益」利益擁護の立場をたくみに
隠蔽し得たであろう。親マケドニア的政治姿勢は動かさな

いながらも、寡頭派有産層としては、社会的・経済的に予想される危機感を自覚するかぎり、王令の施行にはあくまでも抵抗しなくてはならないのであった。

アレクサンドロスの性格化要請にたいして、かれらが一も二もなくその受諾を主張したのは、冷静な政策的妥協というよりも、むしろそこに、こうしたジレンマの逃げ道を、ともかくも期待したからにちがいない。^⑩ 伝統的な神々以外の崇拜を、赦しがたい瀆神行為として強硬に斥ける、民衆派のリュクールゴス (Plut., *Moralia* 842 D. [Vitae X. Orat. VII.]、*ジュテアース* (Plut., *Moralia* 187 E. [Regum et imp. apophth.]) にたいし、著名な親マケドニア派として知られたデーマデースは、「天上の神々のことに気をつかっているあいだに、足許の大地の方を喪ってしまうようなことがないよう、注意が肝心だ」と述べ (Val. Max., VII. cap. I. ext. 13)、「民会を説得して、王の要請を公的に受け入れしめたのであった。」^⑪

追放者復帰王令への反対は、寡頭派有力者層のみならず、むしろ、より強く民衆派の急進的指導者のあいだにあった。王令の実施が傭兵集団の必然的な解体、したがって対マケ

ドニア武装蜂起計画の挫折につながることを想えば、王令はまさしくかれらの先手をとり、かれらの意図の裏をかいといてよく、そのあたえた衝撃もまた、大きかったのである (cf. *Hypereid., c. Demosth. col. 19.*)。アテーナイをはじめ、諸都市に分散帰国する傭兵たちを、各都市内部であらためて革命行動に再組織化し、さらに横の連絡をとって反マケドニア連合戦線を結成・蜂起する、といったことは、もとより机上の作文にひとしかった。計画実現の武力的基礎を、階級的自覚も民族的団結意識もともに欠く傭兵軍に求めなくてはならない以上、ひとたびかれらを解散したあとの計画再興はほとんど不可能であった。しかも諸都市における散発的な反体制活動が、各個撃破によって失敗に帰することは、過去の同様な例に徴するまでもなかったであろう。傭兵集団は卓越した組織力・統率力をもつ、有能な指導者のもとに真に一体化されて、はじめて有効な戦力たり得る。民衆派の、王令にたいする強硬な抵抗の根拠は、どこまでもタイナロンに集結した傭兵軍の解散を阻止することにかかっていた。

このころすでにタイナロンには、「あらゆる方面から」

(*τραυροφόροι*) 傭兵が集まり、大規模な「連合部隊を構成するまじつにたつたつた」(*κοινῆς δύναμειν ἕνωσαν*) といわれる (Diod., XVII. 111. 2.)。やぎにも述べたカレースの後任として、その指導者に推挙されたのがレオステネスであった (Diod., XVII. 111. 2, 3.)。かつて東方の建設都市を放棄した植民傭兵と、これに合流した放浪傭兵たちの集団帰国を指揮したひとりとして、かれはその卓抜な才幹とともに、「アレクサンドロスにたいする、もっとも激越な対立者」と謳われた人物であった (Diod., XVII. 111. 3.)^⑩。諸都市の急進的民衆派もまた、かれの傭兵軍統率にたいしては、期待と助力とを惜しまなかったのである。

レオステネスはこうした状況のもとで、とりわけ王令に反対するアテーナイ、アイトーリア^⑪との連繫に奔走し、アイトーリアーとの同盟締結、対マケドニア開戦準備などについて具体的な交渉を進めた (Diod., XVII. 111. 3. ad fn., XVIII. 9, 5.)。この間にかれはアテーナイでは、民会の硬論を利用して前三二四—三三年度の將軍職の一 (*στρατηγὸς ἐπὶ τῆς πόλεως*) をも獲得することができたらしい^⑫。しかも評議会が、かれとの秘密協議の結果、傭兵維持の用に五十

タランタの資金と、「さしせまった必要に応じうるだけの多量の武器」とを供与したことは (Diod., loc. cit.)、当時のアテーナイが、好むと否とにかかわらず和戦両様の構えに立たざるを得なかった、複雑な状況を反映しているであろう。

追放者復帰王令にたいする寡頭派、民衆派双方の党派的立場は、以上に見たように、ともかくこの問題に関するかぎり、絶対反対という点で一致した利害を見いだすことになった。ただしこの利害の「一致」は、前者があくまでもマケドニア覇権下における現体制の維持を志向し、後者は逆に現体制の転覆、ギリシア人の自由自治の回復を志向することに於いて成立した、その意味ではまさしく「同床異夢」の奇妙な一致ともいべきものであったのである。

それでは関係諸国、少なくともアテーナイにおけるこうした雰囲気は、アレクサンドロスの政策推進に、どのような影響を及ぼし得たのだろうか。王令は、すでに指摘したとおり、東方諸州の動揺を未然に抑える手段としての私兵解散令に端を発しながらも、単にその「状況の所産」たるにとどまらず、ギリシア世界を帝国の統一支配体制にくみ

入れるための準備工作、王の絶対支配のもとでの体制内の安定を確立するという基本政策の重要な一環となるべきでもあった。その目的の重要性からすれば、王令の実施を拒否することは、事実上アレクサンドロスの王権にたいする反抗とも受けとられかねなかったであろう。

ここでほぼ同じころ起ったハルパロスの亡命事件は、その率いる傭兵集団の動静に關連して、アテーナイの立場をさらに深刻なものとした。「反逆者としてのハルパロスの身柄引渡し要求に応ずるか、かれの亡命歎願を認めるか、その善後措置をめぐってアテーナイの政界は紛糾を重ねた。

これにたいし、アレクサンドロスが「ハルパロスとアテーナイ人とにひとしく敵意を抱き、即刻アテーナイに向かうよう、艦隊に出航準備を命じた」(Curt. X. ii. 2; Justin. XIII. 9. 7.)と伝えられるのも、^⑭問題の重大性を想えばむしろ当然の成行きなのであった。ハルパロス問題にたいする王のこうした異例の強硬態度はまた、追放者復帰に関する異例の積極的態度とも決して無関係ではあり得ない。しかもアレクサンドロスの陸海軍に拮抗するだけのアテーナイ側の戦備は、いずれにしてもいまだ不十分を免れなかった。こ

の意味で、王令反対貫徹のためにはあえて武装蜂起をも辞せず、とする急進民衆派の一途の硬論、王令は拒否し、そこから生ずる王との關係悪化には憂慮しながらも、神格化問題で王に追従する以外に何らの妙案もない、寡頭派の方針は、いずれも、ともに現実論として採りがたい性質のものであったといわなくてはならない。

こうした政局の混迷の裡にあって、ここで注目されるのは、有名な「冠の裁判」以後、政界にとくに目立った動きをみせることがなかった、^⑮デーモステネスの政治行動である。この時期のかれの言動は、たしかに矛盾と謎に包まれており、肝心のところはほとんど推測に頼るほかはない。しかしそこにも、何らか論理の脈絡をたどることはあながち不可能ではないように思われる。かれが意図したところは要するに、行きづまった現実の局面を打開し、当座の危機を回避するため、表面的には妥協・宥和の線を出しつつ、しかも裏面工作においては民衆派本来の立場を貫こうとする、複雑な二重機能を同時に果たことにあったのではないか。もとよりそれは危険な綱渡りにもひとしく、かれのみずからその微妙なからくりの陥穽におちこむ結果とな

④ 以下われわれは、あらまし王令公布前後のデーモス・テネースの政治活動とその論理を、当時の政情と関連をせし追跡してみよう。

- ① Berve, *Alexanderreich*, Bd. II, nr. 819. (Chares), S. 404.
 ② Berve, *Ibid.*, Sundwalli, Epigraphische Beiträge. (1906) S. 25. 以下を前三四〇三年と比較せよ。
 ③ Michell, *The Economics of Ancient Greece*. (1957). p. 275. et n. 3, Tarr, *Camb. Anc. Hist.* vol. VI, (1953), pp. 448 ~ 449. ターンはこれを凶作にする減収と軍需徴発に帰してゐるが、碑文史料によると、前三二九/二八年のアッティカの穀収は、大麥三六万三四六〇メディムノイ、小麦三三万九一一・五メディムノイで、この収穫高は平年並であった (I. G. II, nr. 1672)。この間キリキネー市で、四一に及ぶキリシマ都市・種族に総計八十万五千メディムノイの穀物を供給して、アテーナイは最も高額十万メディムノイを配分された (S. E. G. IX, 2, Tod, vol. II, nr. 196)。小麦價格は、一メディムノイ当り五ドラクマイの平価から、十六ドラクマイにまで騰貴したとされる。
- ④ Michell, *op. cit.*, p. 277. タンクネーの買収とびいばち pseudo-Aristoteles, *Oeconomica*, II, [33], 1352a~b. を参照せよ。
- ⑤ ソルモスは穀価騰貴に悩むアテーナイに安価な穀物を提供し、その功勞を以てアテーナイから市民権を賜られた (Athen, *Deipn.* XIII, 586d, 595e, 596b; *Diod.*, XVII, 108, 6. cf. Berve, *op. cit.*, Bd. II, nr. 143. (Harpalos), S. 78, Cloché, *Démotshènes*, pp. 265~266.

⑥ 「掃國者と従来から都市に居するものとの間に何らの不和確執もなきよ……」 (*ὅς μὴδὲν εὐαεραὶ ἀναπόρου τοῖς κρεατοδύρασι καὶ τοῖς ἐν τῇ πόλει κρεατῆ ἐσθραῖ*) [*Mytilene*, II, 23~24] 以下は内容の文言は、叙上の諸碑文のうちには認めざる。

- ⑦ Marshall, *The Second Athenian Confederacy*. (1905) p. 92.
 ⑧ 同盟条項にせよ…… *ἡ πόλις τῆς ἀποδοσῆος, ἡ πόλις τῆς ἀποδοσῆος* …… *ἐν τῇ νεοερατοῦ*. ”の規定は、現実の社会闘争の階級的性格を明確にする (Demosth.), *Oratio* XVII, 15. 一般的には Busolt, *Griechische Staatskunde*, Bd. I, S. 194. et Anm. 3. を参照せよ。
 ⑨ 神格化の問題に関しては、拙稿『ソクサンドロンの Apotheosis について』(『西洋古典学研究』X〔一九六二年〕八八―九九頁)を参照せよ。
 ⑩ Athen, *Deipn.* VI, 58, 261b.; Aelian, *Var. Hist.* V, 12.
 ⑪ Berve, *op. cit.*, Bd. II, nr. 471 (Leosthenes); Badian, *Harpalus*, p. 27.
 ⑫ アイトリープも王令の施行によって、アカルニフィーから奪取占拠したオイニブダイ市を還付しなくてはならず (Plut., *Alex.* 49, 8; *Diod.*, XVII, 8, 6) アテーナイと同様の立場であった。
 ⑬ cf. Badian, *op. cit.*, p. 27. et n. 79.
 ⑭ His cognitis, rex (Alexander) Harpalus Atheniensibusque iuxta infestus, classen parari iubet, Athenis profectus petiturus. (Curtius, X, ii, 2.)
 ⑮ Cloché, *Démotshènes*, p. 264.
 ⑯ Badian, *op. cit.*, p. 39.

六

デーモステネースはカイロネイアの敗戦後、いく度かその反マケドニア闘争の計画に挫折・失敗を経験しながらも、アテーナイ市民のかれに寄せる信頼は、なお喪われなかつた^①。かれの活躍にたいする戴冠顕彰の提案(前三三六年)が阻止されてのち六年、前三三〇年にいたって再燃した親マケドニア派のデーモステネース告発は、「弁論家の戦い」といわれた空前の大裁判(Theophrast, Charact. VII)の末、逆に原告アイスキネースの決定的な没落を結果した。それはアテーナイ市民が、デーモステネースの政策を基本線において依然支持しようとする意思の表明でもあった^②。アイスキネースの失脚後、アテーナイの諸党派間には一種の相対的安定の時期が訪れ、国政指導の分担によって党派対立は少なくとも表面上は調整・回避されてきた^③。この間、民会に勢力をもち、実質的に国政を主導したのは、マケドニアの権力者に個人的にも近いデーマデースであったが、中立派のフォークイオンは引続き將軍職を占め、反マケドニア派のリュクルゴスは、内政とくに財政上の実権をにぎって

いた^④。デーモステネース自身もまた、ヒュペレイデースの表現によれば、「国政総監督」(ὁ τῶν ὅλων Πρωθυπουργός)といわれる(Hyperid., c. Demosth. col. 12.)ほどの実力をもって、政局の枢機にあづかっていたのである。

前三二四年初夏^⑤、三十隻・六千の兵力と多額の資金をたずさえて、アテーナイに亡命来航した(Diod., XVII. 108-5; Curt., X. ii. 1; Athen., XIII. 595 E.)、ハルパロスの意図は、明らかにアテーナイその他を使噬して、公然とアレクサンドロスに叛することであった。デーモステネースはしかし、この提携の危険性を見越し、またハルパロス援助がアテーナイにとって自由恢復の手段にはなり得ないと判断して、民会を説き、戦力を全て市民の自由に委ねようというかれの誘惑的な提議を斥けて、その上陸を禁止せしめた(Plut., Demosth. 25; [Plut.] Moralia 846 A. (Vitae X. Orat. VIII.)).

このときのかれの政策判断は、かつてマケドニアが中部ギリシアに進出した、フィロクラテース和約当時(前三四六年)のそれとぎわめて類似している。つまり、成功の期待可能性があまりにも薄弱と判断される場合には、現存する平和関係の保全をあくまで第一義として(Demosth., Orat.

17. De Pace, 13)、「相手に対アテーナイ開戦の口実をあたえないよう警戒し (Demosth., op. cit., 17)」、極力「戦争を避けるため、現実の諸状況からみて有利と思われる方策をえらふ」(Demosth., op. cit., 12, 24)というのが、ここでもデーモステネースの原則的立場なのであった。

一度はタイナロンに赴いたハルバロスも、まもなく今度は一介の「歎願者」(ἐκτενής)としてアテーナイに現われ、要路の官吏を買収してついに入国に成功した。この事態にたいして、小アジア統治の任にあったフィロクセノスからあるいはまたアンティペトロスから、相次いでかれの身柄引渡し要求がなされ (Diod., XVII, 108, 7; Hyperid., c. Demosth. col. 8)、「示威のため、艦隊のアテーナイ派遣を王みずから命じたのも、おそらくこの時期のことであった。善後措置をめぐる論議のなかで、デーモステネースは当面の処置として、アレクサンドロスのもとから直接、正式の追捕使がくるまで、とりあえずハルバロスを拘留し、その金は確実に保管することを提案し、議決させた (Hyperid., c. Demosth. col. 8~9; Dein., c. Demosth. 89)。

さらにかれが打った第二の手は、折からのオリュンピア

大祭に、その祝祭使節団長 (ἀρχιερεὺς) の任をみずから進んで引受け (Dein., c. Demosth. 81, 8)、「すでに風評の立っていた追放者復帰王令に関して、王の特使ニカノールと直接接衝を試みることであった。交渉の経緯は伝えられていないが、かれはその結果、少なくとも王令の実施を一時延期させることに成功したらしい。その利害は都市により交々であったとしても、デーモステネースは王令に関して、関係各国から使節をアレクサンドロスのもとへ派遣し、アテーナイの場合は王令実施の滅免ないし施行原則の緩和を申請せしめるよう説得したと思われる。しかしこのニカノールとの会談は、デーモステネースをして、事態が予想以上にきびしいことをあらためて認識させ、公的活動に、より一層の慎重さが必要なことを悟らせたものではなかったか。リュクルゴスらとともに伝統的な神々以外の神を認めずとして、王の神格化要請の受諾につよく反対してきたかれが、帰国後はむしろその容認に傾いたこと (Hyperid., c. Demosth. col. 31~32.; Dein., c. Demosth. 94)」、またメガラで亡命者とひそかに連絡をとっていた親マケドニア派のカルリメドーンにたいする、民主政転覆計画の容疑での告発を、

その後自発的に撤回したと (Dein., c. Demosth. 94.) など
は、おそらくその現われであったと思われる。

他方オリュンピアにおける、また帰国後における、この
ようなデーモステネスの「宥和妥協的」態度が、民衆派
急進分子にとって鋭い非難の的となったのは、けだし当然
の成行きというべきであった。デーモステネスの政策判
断にたいしては、一部の急進派はすではやく、かれが前
三四六年の対マケドニア講和当時、和平派と協調して和約
を成立させて以来 (Dein., c. Demosth. 94.)、アーギスの叛
乱をはじめ、挙国的反抗の好機に際会しても、つねに冷静
を持って動かなかったこと (Dein., c. Demosth. 35; Aesch.,
c. Ctes. 165~167.) など、つよい不満・不信感を抱いて
いたらしい。^⑦しかし両者の疎隔を決定的にしたのは、かれ
がハルパロスの反逆という願ってもない騒起のきつかけを
手にしながら、それを利用するどころかむしろ逆に、敵を
利するような言動に出たということであった (Hyperid., c.
Demosth. col. 17.)。しかも東方において、多くの大守も
またアレクサンドロスからの離反を策しているという情報
(Hyperid., c. Demosth. col. 19.) は、それだけ一層ヒキ

レイデースら急進民衆派にとって、東西あい呼応して起つ
べき千載一遇の好機と判断されていたのである。

入国当時ハルパロスが所持していた七百タランタは、デ
ーモステネスの勧告によりアクロポリスに保管されるこ
とになった (Hyperid., c. Demosth. col. 8~9; Dein., C. D
emosth. 89.) が、実際に寄託されたのがその半額にすぎな
かったこと (Hyperid., c. Demosth. col. 9~11.)、これが判
明した直後、今度は、拘留中のハルパロス自身が、監視の
眼をくぐってアテーナイを脱出逃亡したこと (Diod., XVII.
108.)、など、デーモステネスが積極的に関与するこの
事件の複雑怪奇な展開につれて、かれにたいする民衆派の
攻撃は個人的収賄の容疑にも及び、「裏切者」、「収賄者」、
「脱走者」など、公私両面でのかれの無節操に浴せられる
非難は、過去にまで遡つてにわかになりに烈しさを加えるにいた
った。「国家を裏切つて金を受取り、敵方に寝返つたさい、
お前は自分から、かの友情を反故にしたのだ。お前は自分み
ずからを嘲笑の的としたばかりか、先年来、他ならぬお前と
結んできたものたちの名譽までも汚し、はずかしめたのだ」
(Hyperid., c. Demosth. col. 21.) とヒキレイデースが攻

撃するとき、デーモステネースはかつての同志から、もはや「その名にふさわしい民衆指導者」(ὁ ἀριστος ἡγεμὼν)ではなく(Hyperid., C. Demosth. col. 17)、「民衆の利益を護ると称して、実際には公然とアレクサンドロスのために弁ずる」(Hyperid., Ibid.)公敵とまで目されるにいたったのである。収賄容疑は民衆派側の告発者からすれば、むしろ政治的にかれを除くための恰好の口実と見なされたであろう。かれとともに起訴された、「反マケドニア派」のハグノーニデースやアリストニコスにたいする攻撃も、おそらくは同じ理由からであった(Hyperid., C. Demosth. col. 40; Dein., fgm. 10.4ff.)。

孤立したデーモステネースにも、以下に述べるように弁護に立つものがなかったわけではない。しかし裁判の結果はやはり、予測されたように有罪であった。五十タランタの罰金刑を宣告されたかれは、やがてその支払不能のゆえに、アテーナイから亡命を余儀なくされたのである(Plut., Demosth., 26)。ハルパロス事件は、その性格、審理の経過、その結果と、そのいずれにも、多分に疑惑の余地がのこる、政略臭の濃い事件であった⁸⁾。とりわけ終始渦の中心にあっ

たデーモステネースの有罪判決が妥当であったか否かは、今日なお一致した結論に達していない。ここで、諸見解の一端について吟味することは、その余裕もなく、本稿の論旨からもそれは必要ではないであろう。ただわれわれは、事件前後のデーモステネースの政治行動、および裁判中の諸発言から考えられるひとつの推論を、以下に要点だけ指摘するにとどめたい。

われわれはすでに、東方から帰国した多数の追放者傭兵が、時とともにタイナロン基地に集結したこと、またそれを指導するレオーステネースの活動によって、反マケドニア的諸国、またアテーナイ民衆派とのあいだに、公然非公然の連絡がとられたことを見てきた。長期にわたる傭兵の給養と戦力維持とは、軍事的・政治的才幹だけでなく、とりわけ人間としても卓越した、この指導者のもとで(Diod., XVII, III, 2)はじめて可能だったにちがいない。その資金源は、おそらくその主要部分を、同じく東方から逃れてきたベルシア人の大守や將軍たちの財貨に負うたと思われるが(Diod., Ibid.)、アテーナイその他の援助もまた、額の多寡にかかわらず、そのもつ精神的意義において、大き

な支えとなっていたことは疑いがたいであろう。

デーモステネースとレオーステネースとの連繫は、のちラミア戦争に際してみられた固い協力関係を指摘するまでもなく、後者が前三二四／二三年度にアテーナイの將軍の職の一を得ていたことから、ともに政局にあづかる民衆派の同僚として、むしろ自明のことと見なしてよいようである。しかも他方でデーモステネースは、従来デーマデースやアイスキネースの墮落に対比して、しばしば自己の道德的潔白を主張してはきたが (Demosth., Oratio V. De Pace 12.; Oratio XVIII. De Corona 297-298.)、肝心のこの裁判にあたっては、かれの「収賄」を認定したアレオパゴス会議の調査結果に関して、根拠にもとづく強力な否認を何ら試みていない (会議への調査委託にあたり、かれは当初からその判定には絶対的な信頼を表明していた [Dein., c. Demosth. 7~8])。動機のいかんを別とすれば、かれの「収賄」は、事実としては十分あり得た。ちなみにかれの利得欲、物欲に託した、それ自体としては信用しがたい、二三の逸話も、間接的にハルパロスとの金銭收受の事実をいかに暗示しているといえるであろう (Athen., VIII. p. 341 f.; Plut.,

Demosth. 25)。

ヒュペレイデースによると、デーモステネース自身もまた、「裁判のはじめにあたって、金はたしかに受取ったけれども、ただそれは諸君 (アテーナイ市民) のために借用して (ῥηοπέδων ἐνεργήσας)、祭典費 (εσπέρια) として費消したものだ、と告白した」らしい (Hypereid., c. Demosth. col. 12~13)。
しかし審理が進むにつれて、かれは前言をひるがえし、金銭の授受を全くの事実無根として否認する態度に転じた (Hypereid., c. Demosth. col. 2)。
一方最初の「告白」について弁護に立った、クノーンオンその他の友人たちが、「告発者たちはこの人間 (デーモステネース) を無理強いて、その欲せざるところを白日のもとに曝させ、あるいはまた、民衆のために行政経費として金を借りたのだと云わしめている」と指摘しているのは重要である (Hypereid., c. Demosth. col. 13)。
訊問にあたる十名の告発者のうちに、全く背後の事情を知らずしてこれを単なる収賄汚職事件とし、口を割らせるのに躍起になったものと、漠然とながら金の流れたさを諒解して、善意の誘導訊問をなそうとしたものとあったことが、この発言から推測されるであろう。

このように見るとき、デーモステネースがハルパロスの金の一部を自由になし得たとすれば、それは私的な収賄ではなく、おそらくレオーステネースの軍費として受取られ、あるいは用立てられたのではないかと臆測も、いかほどかの蓋然性を以て浮んでくることになる。^⑩ もしもそうであれば、たとえそれが二十タランタという小額であろうと (Hyperid., C. Demosth. col. 2; Dein. c. Demosth. 45, 53)、アテーナイ全体にその事実が破滅的な意味をもつであろうことは、誰よりもデーモステネース自身があつともよく知るところであつた。告発者の無知よりする、あるいは敵意ある自白強要にたいして、真実を明らかにすることは、かれの道徳的潔白を立証するゆえんとなり得ても、いづれにせよ違法の公金収受・収賄の罪は免れ得ない。しかもそこには国家の安危が賭けられていた。かれは真実を述べて個人的名譽を救うよりも、むしろ沈黙によって国家の安全を護る途を、おそらくは選んだのであつたと思われる。^⑪

ここでしかし、いまひとつ疑問をのこすのは、告発者の側に立ったヒュペレイデースの態度であらう。民衆派の指導者として、デーモステネース・レオーステネースとも密

接な關係にあつたかれが、背後の事実を全く知らなかつたとすれば、それはたしかに奇異に映るといわねばならない。しかしかれの激越をきわめた論難攻撃は、とうてい真相を少しでも知るものの論ではあり得ない (cf. Hyperid., C. Demosth. col. 22, 40)。ここで推測されるのは、三十年代半ば以降、アイスキネースの言によれば「何らか、よりよい好機が到来するまで、つねに行動を手控える」(Aeschin. c. Ctes. 164) という、「微温的」態度を持ってきたデーモステネースと、一切の妥協を排する急進的なヒュペレイデースとの政策的対立は、民衆派内部の主導権獲得をめぐる、深刻な暗闘となつていたらしいことである。ヒュペレイデースはふだんからデーモステネース弾劾のための資料を手許にととのえており、「君が友人であるあいだは、これは君に何の害もあたえはしない。けれども君がひとたび敵方にまわれば、そのときはこれがものをいって、およそ何ごとであれ、私にたがうことを、君に一切させないようにするだらう」と、ある機会にかれを脅迫したという (Plut., Moralia 849 F.; Vitae X. Orat.)。この逸話は、同じ陣営にありながらも微妙な対立状態にあつた両者の關係を暗示しているであらう。

贈賄の汚職は、たしかに当時の政治家の通弊ではあったが、デーモステネス自身もまた、実際には一度ならずその誹りを蒙り、そのことが、ここでもかれの立場を不利にしたことは否定できない。急進的民衆派にとっては、「好機」をつねに見送り、蹶起を抑え阻止してきたデーモステネスの存在は、かれの信望が市民のあいだにも高かっただけに、しだいに「内部の敵」(ὁ ἐν τῇ πόλει εχθρός)^②として、より大きく映るようになっていたのではなからうか。とすれば、この機に乗じて一挙にかれをぎり、みずからアテナイ民衆派の主導権を掌握することは、ヒュペレイデースにとって、自己の政治的野心を満足させるだけでなく、反マケドニア統一戦線の結集という大義名分をも全うするための非常手段として意識されたにちがいない。

私兵解散令——ハルパロスの来航——追放者復帰王令・神格化要請——ハルパロス事件裁判という、相次ぐ、しかも相互に密接不可分の関係に立つ諸事件は、その過程で反マケドニア勢力の結束を強める一方、アテナイ民衆派の分裂という不幸な結果をも生んだ。^③ 反動的裏切者として一部の同志からも厳しく糾弾された、この時期までのデーモ

ステネスの政治行動は、しかしながら以後の活動をも視野に入れるならば、そこに一貫した線をもっていたことが認めらるべきであり、その親マケドニア派との妥協も、いわば戦術的協調以上のものではないのであった。アレクサンドロスの死がギリシア本土に伝えられると、亡命中のかれは旧怨を忘れてただちにヒュペレイデースと和解し、アテナイ民衆が各地へ派遣した使節団の一行に加わって、反マケドニア蜂起の組織化に積極的に献身している(Plut., Demosth., 27)。ギリシアの自由と独立の回復をめざしたラミア戦争は、かれがそこに果たした役割の大きさからして、まさしく「デーモステネスの戦争」と呼ばれるにふさわしかったのである。^④

① Cloché, *Démotshènes et la fin de la Démocratie Athenienne*, pp. 203~207.

② Cloché, *op. cit.*, p. 263.

③ Cloché, *op. cit.*, p. 264.

④ 永井康視「デーマデースとデーモステネス」『西洋史学』六六号(一九六五年)参照。なおリネクルゴスについては、上述第四節註①をみよ。

⑤ 年代比定の問題については、Badian, *Harpalus*, J. H. S. vol. 81, Appendix, pp. 41~43. に新しい見解がある。なお永井康視

「ハルパロス研究序説」(『史林』四七卷三号(一九六四年)五九—八三頁)を参照。

⑥ キリシヤ諸国から王への遣使については Arr., VII. xix. 1; Diod., XVII. 113. 2-3. (使節団のキリシヤに到着のことが伝えられてゐるが、キリシヤ人は明瞭にその中のあるものが王令反對の陳情のためたつたことを記してゐる (Alexandros) *ἐξπηλίκτες* …… *de rofōs tōrriktōvov nepi tōs kōthōvov rov puytōvov*.)

⑦ Cloché, op. cit., pp. 275-276. Tarn, C. A. H. vol. VI. p. 453.

⑧ Niese, Gesch. d. griech. makedon. Staaten. S. 180.

⑨ Cloché, op. cit., p. 293; Meiggs, Note to Bury's History of Greece. 3rd ed. (1955) p. 900.

⑩ 上の用語の解釈については Burt, Minor Attic Orators. vol. II. (Loeb edition) [Hyperides], p. 509, note b. 174.

⑪ cf. Badian, op. cit., p. 38. Cloché, op. cit. pp. 296-297. ターンは上の推論を否定する (Tarn, C. A. H. vol. VI. p. 454)。

⑫ Badian, op. cit., p. 39.

⑬ cf. Demosth. Oratio VIII. 61.

⑭ Tarn, op. cit., p. 454.

⑮ Cloché, op. cit., p. 302.

七

われわれは以上に、追放者復帰王令の公布がギリシアの政治・社会にあたえた深刻な影響を、やや立入ってあとづけてきた。しかし王令が、乱れた東方諸州の綱紀肅正にそ

の遠因を発生して、本来帝国の内部統一と支配体制の確立とをその目的とした以上、その投じた波紋は、ギリシア本土だけの問題にとどまるものではなかった。独立した統治体である本国マケドニアの地位もまた、この時点で、「帝国」との関係において何らかの変化をみることは、当然予測されるところだったからである。この問題の、王令との関連は、マケドニア・ギリシアの代理統治者アンティパトロスの政策を媒介として、明確に浮び上がってくる。追放者復帰王令の基調をなす、アレクサンドロスの新たな対ギリシア政策路線は、従来行われてきたアンティパトロスの強圧的なそれと、決定的に背馳するものであった。この点は、アンティパトロスの本来の政治的傾向とともに、ここで重要な意味をもつてあろう。アレクサンドロスはその対ギリシア新政策をひとつの口実として、本国の統治体制をも、ここで再編成しようと意図したのではなかったか。この推理にもとづいて、つぎにわれわれは最後の問題として、あらましその間の隠微な事情を具体的に追跡してみよう。

はじめに述べたように、アレクサンドロスの帝国統一は、本来フィリッポスの政策に沿ったマケドニア王国中心の国

家主義的論理を超越したところに、はじめて実現されるべき性質のものであった。有力貴族層の協力と制肘とを前提としたマケドニア伝統の種族王権から、王権絶対の体制確立にいたる移行の過程は、一面においては、狭隘な領土国家の原則に固執し、東方的な帝国体制への志向につよい疑惑と不信感を抱く、フィリッポス譜代の大貴族たちとの内部抗争の過程でもあった。フィロータス、パルメニオンの肅清 (Art. II. xxvi. 3~4; Diod. XVII. 80.1~3) 以来、東征の陣中で逐次強行された一連の有力貴族の処刑、それに伴う軍制・指揮系統の改廃^①は、前三二七年、インド遠征への着手までに、ほぼ軍内部の反対勢力を一掃し、アレクサンドロスの軍政・軍令両面における権威を確立したと思われる。^②

ここで注意されるのは、この過程が単に遠征軍の完全な掌握だけを目的として遂行されたものではなかった、という点である。たとえば前三三〇年、東部イラーンにおいて、マケドニア西北山地系の有力な王族であった、リュンクスタイのアレクサンドロスが肅清の対象となっている (Diod. XVII. 80. 2.; Curt.; VII. 1. 9; Justin, XII. 14. 1.) が、それ

はマケドニア本国になお存在して隠然たる勢力をもつ、アレクサンドロス派の政治的動静に関連して、遠征軍中のみならず本国の反王勢力をも封殺しようとする政治的理由から、なのであった。^③ここにはすでに、本国を未来の帝国体制にくみ入れるための、直接の準備工作が読みとれると解してもよいであろう。アレクサンドロスの、軍中における絶対権力の確立は、けだしいまだ必ずしも本国におけるそれを意味したわけではないのであった。王位継承をめぐる王族間の策動も、フィリッポスの暗殺以来、依然としてひそかに続けられ、^④王の不在はその意味で、本国の反王勢力にその活動をゆるす危険をさえ、うちに孕んでいた。リュンクスタイのアレクサンドロスを逮捕拘禁するきっかけとなった、王母オリュンピアスの警告 (Diod. XVII. 32. 1.) にも、あながち無根とはいいい切れない理由があったのである。

この動向とからんで、ことに東征開始以後のアンティパトロスの立場は、本国の対アレクサンドロス関係を示す、有力な一指標でもあった。遠征の過程において王とかれとのあいだには、兵力の増派、物質の補給、占領地からの財貨の還送などをつうじて、相互に緊密な交渉が維持された

のであり、またアンティパトロスによるアーギスの叛乱の鎮圧 (Diod., XVII. 63, 73; Curt., VI. i. 1~16.) や海上権の確保が、後顧の憂を絶つて、遠征の順調な進展に寄与するところも決して小さくはなかつた。^⑥ かれと不断に反目していたオリエンティオスのたび重なる誹謗 (Arr., VII. xii. 7.; cf. Plut., Alex. 39, Moralia 180 D. [Apopth. Alex. 14]; Justin., XII. 14. 3.) にもかかわらず、アレクサンドロスはかえて母の政治・軍事にたいする容喙干渉を戒め、反対派の陰謀に備えてとくにアンティパトロスに、護衛兵の帯同を許したといわれる (Plut., Alex. 39.)。それは少なくとも、かれの老巧な政戦両略の手腕に寄せる、王の信頼の厚さを物語るであろう。しかしながらアレクサンドロスにとつて、アンティパトロスは結局のところ、有用ではあるがあくまで自己の「目的」達成のための手段であり、道具にすぎなかつたのではなかつたか。

征服の展開にもなつて、アレクサンドロスが漸次その「新航路」^{ノイネウクルス}を明確にするにいたつた、新たな帝国形成の理念は、マケドニア中心主義を固執し、そこから脱し得ないアンティパトロスの理解と追隨の域を、遠く越えたところ

にあつた。^⑦ しかも王の疑惑を招き、あるいは王の思想・行動をあえて批判した側近の肅清、とりわけその地位と勢威において他に卓越したペルメニオンをはじめ、アンティパトロス自身の女婿にあたるリュンケスタイのアレクサンドロス (Curt., VII. i. 7; Justin., XI. 7. 1, XII. 14. 1.) などの相次ぐ処刑は、かれの功績と王の信頼にもかかわらず、というよりもむしろそのゆえにこそ一層、アンティパトロスにみずからの将来を危惧せしめたであろう。^⑧

東征を終えて王権の基礎を一応確立したアレクサンドロスは、すでにしてアンティパトロスの忠誠に必ずしも依存する必要を認めず、かえつてかれの存在を、新しい政策推進にとつての最後の桎梏とみなすにいたつていた。その端的な現われは、何よりも対ギリシア政策に関する両者の見解の相違であつた。アンティパトロスがコリントス同盟の現状固定原則をみずから露骨に侵害して、各地に親マケドニア的寡頭派政権ないし僭主政権を樹立し、民衆派を弾圧したことはすでに述べた。小アジア・ギリシア諸都市の占拠にあつては、民主制の回復を積極的に支持したアレクサンドロスも、向肯定まらない本土諸都市に関するかぎり、

少なくとも当初は、アンティパトロスの強圧政策を必要な措置として認めなくてはならなかったであろう。

しかしながらアレクサンドロスが、内的和合(ἑνωσις)を

基調とする帝国一体化の志向を表面にうちだすようになったとき、^⑨反対派の弾圧のみをこととする占領政策が、もはやそれと基本的にあい容れない過去の路線として斥けられるのは明らかであった。すでに軍上層部を完全に掌握し得た王にとって、政策決定の中枢から最後のフィリッポスの残滓であるアンティパトロスを除くことは、遠征の完結とともに、もはや必然的な日程のうちへのぼっていたと見るべきである。^⑩けれどもかれもまたすでに、王不在の十年間、

本国とギリシアに事実上の統治者として君臨し、その勢力を扶植していた。のみならず、東方化したアレクサンドロスへの一般の不信や疑惑を背景として、かれは伝統的なマケドニア中心主義を固執することにより、守旧的な本国民の信望をになう存在でさえあった。^⑪それだけにアレクサンドロスとしても、直接的な方法でかれに手を下すことは決して容易ではなく、また有利でもなかったのである。このときにあたり、追放者復帰王令こそは、その影響において

アンティパトロスの勢力失墜、かれの政治的失脚をも結果し得べき、間接の、しかし有効な政策効果をもたらすものと考えられたのではなかっただろうか。

この王令の実施細目は、すでに同盟機構を介してではなく、アンティパトロスの最終責任においてなされるよう指示された(Diod., XVIII, 8, 4 ad fin.)。この事情の背後には、もっぱら通説として解釈されるような、王の絶対権発動・同盟無視ということ以上に、また別の意味で積極的な意図が秘められていたと考えられるのである。ここでわれわれの注目を惹くのは、ディオドロスに伝えられるつぎのような王令の表現であろう。「王アレクサンドロス、ギリシア諸都市からの追放者たちに告ぐ。朕はかつて汝らが國を追われたことの当事責任者ではなかったにもかかわらず、(ここにおいて)呪われたものを除き、(汝らが)各々の祖国へ帰還するにあたり、朕みずからその責任をとらんとする。この件に関して、諸都市のうち汝らの受け入れを欲せざるものには、(かれが)強いてそれを行うべく、アンティパトロスに文書を以て指示した」(Diod., XVIII, 8, 4)と。^⑫この、王令としては奇異にさえひびく、自己弁明的な表現

において、まず注意されるのは、かつての追放措置に関する責任がアレクサンドロスには全くなかったということ、また今次の追放解除の発意がすぐれて王自身にあるということ、この二点をとくに強調して、王が関係者に印象づけようとしていることであろう。このことは何を意味すると解釈すべきであろうか。

東征の過程における敵対ギリシア傭兵は、先述のようにおそらく同盟協定にしたがい、形式上同盟会議の決議として、追放が宣告されたと思われる。また遠征開始以後、各都市で頻繁に起った反体制的民衆派の追放は、寡頭派政権ないしアンティパトロスによる弾圧政策の結果であった。同盟の盟主としてのアレクサンドロスの地位が、この種の最終責任とどう関係するかはさておき、かれがこの王令で述べている第一の点は、少なくとも事実上の処罰の執行責任が、同盟ないしは都市当局、代理統治者にあつたことを強調し、またはこれらに直接の責任を転嫁しようとしているのにひとしいであろう。しかも第二に、王がもはやアンティパトロスの手を経ることなく、直接ギリシア本土へ特使を派遣し、名実ともにアレクサンドロスの名において、

追放の全面的解除を宣言したことは、「解放者」としての、また平和政策の推進者としての自己をつよく関係者に印象づけることになつた (Diod., XVIII. 8. 5)。王はこうして追放者、その家族の好感情を獲得し、かれらを以て、以後ギリシア内部での、自己の有力な支持層とすることを予想できたであろう (Diod., XVIII. 8. 2)。⁴⁹

これに関連して第三に注目される点は、王令の具体的実施について、アンティパトロスの責任が明らかにされていることである。ここで王令の執行を委任されたかれは、当然その内容が従来かれの強力に推進してきた政策と根柢から背馳することによって、必然的に窮地に立たざるを得ない。⁴⁹もとより本来、代理統治の任にある、かれの資格・権限を思えば、アンティパトロスへの下命は、一面きわめて自然であつた。しか、むしろ自然であるだけに、かえつて王としては好都合だつたともいえよう。アンティパトロスが民衆派の弾圧追放に、少なくともその一半の直接責任を負い、ギリシア諸都市の民衆にひろく憎悪の対象となつていた、隠れもない事実は、かれの政治的排除を企てるアレクサンドロスにとって、とりわけ有利な条件をつくりだ

した。けだし、かつてアンティパトロスの強圧政策の犠牲となった追放復讐者たちのつよい反感と、他方帰国者の復権をめぐる予測される広汎な社会的紛糾、そこに生ずる王令の執行責任者への不満攻撃とは、おそらくかれの一身に集中して、かれの政治的立場をいちじるしく困難にすることが十分予測され得たからである。¹⁵⁾アレクサンドロスは、帝国一体化の線に沿ったその対ギリシア新政策をつうじ、アンティパトロスをいわば犠牲の羊として失脚させようとした。それは、本国に根づよく残るフィリッポスのマケドニア中心主義を一掃して、本国を帝国体制にくみ入れる上での、むしろ避けがたい措置だったというべきであろう。

しかし王は、この自然的な結果を待つよりもはやく、翌前三二三年には王命を以て、直接アンティパトロスをマケドニア・ギリシアの代理統治者の地位から解任するにいたった（Arr. VII. xii. 4）。かれの後任には、王の帝国統一政策を積極的に支持して、ヘーファイステイオンの死後、側近の筆頭となっていたクラテロスが任命されたが（Arr. VII. xii. 4; Diod., XVIII. 4. 1）、¹⁶⁾本国に帰還除隊せしめられるマケドニア軍を率いたかれの帰国赴任には、おそらく武力

示威的效果もいかにほどか考慮されたであろう（cf. Arr. VII. xii. 3ff.; Curt., X. 10. 15）。

このような直接的措置が速急にとられた背後には、あるいはアンティパトロスが王の意向を察知して未然に兵を挙げようとする動静があったのかもしれない。ギリシア内部の、王令への抵抗の動きとアンティパトロスとの提携と、両者がいかに結びつき得るかは疑わしいとしても、少なくともマケドニア本国の反アレクサンドロス勢力の結集は、必ずしもあり得ないことではなかった。しかもこの間、アンティパトロスが秘密裡に、王令実施反対の急先鋒であったアイトリーア人のもとへ使者を派して、かれらと誓約を交わしたと伝えられるのは（Plut., Alex. 74）、¹⁷⁾何らか両者の軍事的提携がそこに計画されていたとする推測をも、あながち無稽のものとはしないであろう。クラテロスとの交迭にあたり、アンティパトロスとその長子カサンドロスとは、共にあい前後してバビュロンへの召喚命令を受け、¹⁸⁾そのさいアンティパトロスにたいしては、本国に待機する補充部隊の同伴が命じられた（Arr. VII. xii. 4; Plut., Alex. 74）。このことも実質的には、かれの輩下にあった武装兵

力の引渡しを意味したのではなかったか。しかしながら、アンティパトロスの本国における具体的な反アレクサンドロス陰謀の事実認定には、なお明確な実証が欠けており、ここでは史料解釈の上から、追放者復帰王令とアンティパトロス解任とにからまる政治的背景を、推論として考察するだけにとどめなくてはならないであらう。

① 反逆罪の嫌疑を受けたフィロタムス (Berve, *Alexanderreich*, Bd. II, nr. 802, S. 283~297) の処刑は、次でメデヤの軍政を委任されてエグムタナに駐留していた、その父ムルメニオン (Berve, *op. cit.*, nr. 606, S. 298~306) の遺精を招き、また貴族騎兵隊長 (*fratēzns*) としてエグムタノイを統一指揮していたフィロタムスのあとに、部隊を二分してノーファイスマオンとクレイトスに委任された (Arr., III, xxvii. 4, cf. Dioid., XVIII. 3, 4)。またこの事件に連坐して逮捕されたチーメートリトス (Berve, *op. cit.*, nr. 260, S. 138) は親衛隊長 (*ωαμροποδάρης*) を解任されたその地位は、ブレイノオスに継いでいる (Arr., III, xxvii. 5)。その後ブレイノオス王と対立して殺害された (Arr., IV, viii. ix, xiv, 2)。前三七七年の軍制改革では、重装歩兵集団 (*τεταράχοι*)、貴族騎兵隊 (*φρατταί*)、軽装騎兵集団 (*ποδοπόχοι*)、軽装歩兵集団 (*βαρυστραταί*) の各々における統一指揮権を廃止し、部隊編成の細分化に応じて、単位指揮権の範囲を縮小することになった (これに関して、異論もあるが、Berve, *Alexanderreich*, Bd. I, 103 ff. に詳し)。この改革は、部隊編成を東部イラン山地での小集団機動作戦に適合させるための戦略的要請に添うものではあったが、同時に不満貴族の指揮権を縮

小分散させることによって、かれらの組織的結託、実力強化を未然に排除するところ、高度に政治的配慮にもよつていたと思われる。ちなみにこの時期まで、ムルシア・イラン系の部隊は正式にはいまだ編成されず、前三二八年以来、補助軍として独立した単位を構成していたが、王直属の親衛隊には、例外的に高位の東方人が加わっていた。cf. Schachermeyr, *Alexander der Große*, S. 292~295, Wilcken, *Alexander der Große*, S. 145 f.

② Schachermeyr, *op. cit.*, S. 322.

③ Berve, *op. cit.*, Bd. II, nr. 37, S. 18. 東征に従軍中だった王族のアレクサンドロスは、すでに前三三三年以降、王の監視下に身柄を拘束されていた (Dioid., XVII. 80, 2.; Curt., VII. i. 6~8, VIII. viii. 6)。かれの処刑はフィロタムス事件の直後、この関連に牽引行わはれる (Dioid., XVII. 80, 2.; Curt., VII. i. 9.; Justin., XII. 14. 1)。

④ リンケスタイのアレクサンドロスの兄弟アルラン、イオス (Berve, *op. cit.*, nr. 144, S. 80) ユクローメネーク (Berve, *op. cit.*, nr. 355, S. 169) とザ・ネリックス暗殺の連累者として、リンケスタイロス即位後処刑された (Arr., I, xxv. 1.; Dioid., XVII. 2, 1)。リンケスタイ一族がエグムタノイ王位継承の目的でアレクサンドロスの結ひ、暗殺事件の背景にまつたやむを得ない (Arr., II, xiv. 2) はまた、東征開始直後、ダレイオスが当時フリギアにあって、リメンケスタイのアレクサンドロスの許に密使を送り、一干タランタを贈つて、王を殺し王位を奪うことを、かれに使喚しやうと企てたこと (Arr., I, xxv. 3.; Dioid., XVII. 32, 2.; Curt., VII. i. 6) と牽合せざるべきであらう。

⑤ cf. Berve, *op. cit.*, nr. 94, S. 46~51, bes. 47. 東征の間、かれは定期的に書信を以て王に状況報告をなした (cf. Curt., X, i. 43, ii. 2

- etc.)、中が述べたことは精確を添へては (Plut., Alex. 20, 46, 47, 55, 57, 71. etc.)。
- ⑧ プレトサントロスがローキスの叛乱を以て「國の騒動」(ποταχία) と評し、ソクラーテオスの功績を嘲笑した (Plut., Agesilaos. 15.) とか、その戦勝を以てかれの聲望が高まるのを怖れた (Plut., Moralia 180 E. [Apophth. Alex. 17]) とする伝承は疑わしくない。少なへて表面的には、後年まで両者の関係は変化はなかつた (cf. Arr., VIII. xii. 7)。
- ⑨ Schachermeyr, op. cit., S. 425~426.
- ⑩ Badian, Harpalus (J. H. S. vol. 81.) p. 36.
- ⑪ cf. Arr., VIII. xi. 9, Plut., Moralia 330 E. [De Alex. fort. I.]. 帝國統一の原理としての「モキヤノメ」の理解には異論が多うが、Tarn, Alexander the Great. vol. II. Appendix 25. pp. 399~449. esp. 434 ff. の或る Wilcken, op. cit., S. 207, Bengtson, Griech. Gesch. 2. S. 350~351. et Ann. I. などの指摘を参照せよ。
- ⑫ Tarn, op. cit., vol. I. p. 112.
- ⑬ Badian, op. cit., p. 37.
- ⑭ ".....τοὺ μέν ποδῶν ἄνευ οὐκ ἦμενς ἀπτοῦ ἰσχυράμεν, τοὺ δὲ καθ' ἑαυτοὺς εἰς τὰς τάλας παραπίδωκ ἦμενς ἐαθλιότα πᾶσι τῶν ἐν τῶν. ἰερὰ ἄμεν δὲ ἄρτι κερὰ πρὸς τοῦτον, ὅπως τὰς πῆ ποιοῦμεν τῶν πύλων κερὰν ἀνακέρη."
- ⑮ Schachermeyr, op. cit., S. 430, Bengtson, op. cit. S. 345.
- ⑯ Badian, op. cit., p. 28.
- ⑰ Tarn, C. A. H. vol. VI. p. 452.
- ⑱ ソクラーテオスのソクラーテイとの連絡については、史料に全く伝えられていながら、成否はともかく、その交渉がどこで、かれと個人的に近づくソクラーテイスを紹介して試みられたとする推論は、ソクラーテイスの可能性を。 cf. Badian, op. cit., p. 37.
- ⑲ cf. (Alexandros) ἡδίστα δὲ ἄρτι κερὰν ἐπέβητο καὶ τῶν ῥαδάς (Tolas et Kasandros). (Plut., Alex. 74. 1.). 同題には、これに王のソクラーテオス父子にたいする激越な反感の逸話を参照せよ。

〔後記〕 本稿は昭和四十年年度・文部省科学研究費 (各個研究) による研究成果の一部である。

(大阪学芸大学助手)

from the side of state power, which occurred a certain consciousness among people as a necessary consequence. This is very important in researching further problems of the status system.

Entering of *Ts'ê-wang A-la-pu-t'an* 策旺阿喇布坦

by

Hiroshi Wakamatsu

There were many unknown problems about the administration of *Ts'ê-wang A-la-pu-t'an* 策旺阿喇布坦 who opened the golden age of the *Dzungar* 準噶爾 kingdom, so-called the last nomadic kingdom in the northern Asia and struggled for hegemony against *Ching* 清 dynasty in vain. In this article, explaining the process that he became a great enemy of Borotara in Ili country against previous king *Galdan*, we also present the fact that *Ts'ê-wang A-la-pu-t'an* 策旺阿喇布坦, acceded to the throne for *Galdan*, intervened in the Volga-Kalmuk riot since 1701, and succeeded in the establishment of monarchy by sharing its defrauded ten-thousand people among his ruling class *zaisang* 宰桑 in 1704.

The Formation of Alexander's Empire and the
Greek World: An Essay on the Political
Background of the "Exile Decree"

by

Akira Ohmura

In the last phase of establishing his empire, Alexander, intending to achieve the unification of his rule over the Greek cities, issued two important edicts in 324 B. C., ordering them to receive back many exiles (amounting over 20,000) and requesting for his deification. He is said to have aimed by the former to remove the danger to security involved in the homeless men, whose exodus had been caused by the bitter faction-fights and their economic decline. In this article an attempt has been made first of all, to illustrate some of the characters

of the so-called “exiles”, hitherto understood vaguely as the political refugees, and then of the aspects of their movements in connection with the social as well as the political conditions of Greece and Macedonia. In so doing, I hope some lights may be thrown on the significance of the “exile decree” and what sort of effect Alexander aimed at by this measure.

Of *Tamba-no-kibimaro's* 但波吉備麻呂
Keichô-shujitsu 計帳手実

by

Toshio Kishi

This article is a restorative consideration about the nine incomplete letters of *Keicho-shujitsu* 計帳手実 in relation to *Kibimaro* 吉備麻呂 of *Otomo-tamba* 大友但波 clan, called ‘*Tamba-no-kibimaro*’ for short, having been transmitted in the documents of *Shôsôin*. These nine incomplete letters were the valuable source showing the change of a certain familyconstruction for about twenty years from 724 to 742.; though it has not been explained heretofore what these letters are, what they were, why they have been transmitted as documents in *Shôsôin* and what *Tamba-no-kibimaro* is as a central person of the letters.

Then, this article presents a proposal to these questions and is to contribute to the progress of future study with the introduction of a partial result of examination on the original source.